

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 5 日 開会

令和 7 年 3 月 1 9 日 開会

美 郷 町 議 会

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1)

令 和 7 年 3 月 5 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年3月5日（水曜日）

◎開会日時 令和7年3月 5日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年3月 5日 午前11時42分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 浩文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和7年第1回美郷町議会定例会
議事日程（第1）

令和7年3月5日
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 番 若杉 伸児 議員
2 番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定
3 月 5 日 ～ 3 月 1 9 日 1 5 日間
- 日程第3 諸般の報告
(1) 議員派遣報告
(2) 請願陳情の処理経過
(3) 例月現金出納検査
(4) 入郷地区衛生組合議会議員
(5) 宮崎県北部広域行政事務組合議員
(6) 日向東臼杵広域連合議会議員
(7) 総務厚生常任委員長
(8) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告 第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
報 告
- 日程第5 諮問 第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問 第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
一括 提案理由説明、答 申
- 日程第7 議案 第4号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案 第5号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案 第6号 公の施設の指定管理者の指定について
一括 提案理由説明
- 日程第10 議案 第7号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案 第8号 公の施設の指定管理者の指定について
一括 提案理由説明
- 日程第12 議案 第9号 工事請負契約の変更について
提案理由説明
- 日程第13 議案 第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案 第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 1 5 議案 第12号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 6 議案 第13号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 7 議案 第14号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 8 議案 第15号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 1 9 議案 第16号	美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例
日程第 2 0 議案 第17号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例 <u>一括 提案理由説明</u>
日程第 2 1 議案 第18号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 2 2 議案 第19号	美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 2 3 議案 第20号	美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例 <u>提案理由説明</u>
日程第 2 4 議案 第21号	令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号） <u>提案理由説明</u>
日程第 2 5 議案 第22号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6 議案 第23号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7 議案 第24号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8 議案 第25号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9 議案 第26号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 0 議案 第27号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） <u>一括 提案理由説明</u>

日程第 3 1	議案 第28号	令和 7 年度美郷町一般会計予算
日程第 3 2	議案 第29号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3	議案 第30号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 4	議案 第31号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 3 5	議案 第32号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 3 6	議案 第33号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 7	議案 第34号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 8	議案 第35号	令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

提案理由説明 施政方針の説明

日程第 3 9	発議 第1号	美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例
---------	--------	----------------------

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 4 0	発議 第2号	美郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
---------	--------	------------------------------

提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 4 1	発議 第3号	美郷町議会会議規則の一部を改正する規則
---------	--------	---------------------

提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 7 年 3 月 5 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

本日から第 1 回の定例会になります。よろしくお願いいたします。

世界情勢が混沌としている中で、国内では大船渡市の火災が山林住宅等を含み 2,600 ヘクタールが焼失をするという大きな被害が出ております。今日から雨が降るということで、早期の消火、鎮火を望むところでございます。

美郷町北郷で、昭和 41 年までに醸造されていまして日本酒「いすゞ美人」が復活され、町内外から大きな反響を呼び宇納間地藏尊大祭での先行販売には、早朝より多くの方が列をなして買い求めたと聞いております。

取組が始まってから完成まで 3 年を要した事業でありました。復活委員会の立上げや、当時、使用していた米「瑞豊」50 粒から農家と共に育て、蔵に残る酵母や井戸水を使い、当時のラベルを再現するなど、多くの方々の協力を得て復活したそうです。

そして、いすゞ美人の歴史やその取組が当初から出荷までマスコミに取り上げていただき、予想を超える大きな反響を呼ぶことができたことは、結果的に町の大きな PR になりました。

これは当初より積極的に取り組まれた方々をはじめ関係の皆様方の御努力のたまものであると同時に、新たな特産品の開発や PR の手法は最小の経費で最大の効果を上げなければいけないと規定されております地方自治法の本旨にのっとり模範的取組であったと思います。

これから後続くこのような取組が実施されますことを、大いに期待したいと思います。

さて、本町は人口減少対策が待ったなしの状況が続いておりますが、新年度は町の重要計画であります第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略 5 か年計画の初年度であり、その成果が期待されます。

また、災害復旧費は今年度当初より約 8 億 5,000 万円の減となっておりますが、15 億円の計上となっております。町内の被災地域では一日も早い復旧を心待ちにしている多くの町民もいますので、早期の完成を願うものであります。

町は令和 7 年度も多くの積極的な施策が上げられております。執行部の皆様には十分な審議が行われるよう御協力をお願いします。

また、議員各位におかれましては、新年度の予算を編成する重要な会議ですので、活発な議論を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

ただいまから令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。写真撮影の申出がありました。報道機関が取材のため膨張します。

またカメラの持込み、テレビ撮影も許可しましたので申し添えます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、若杉 伸児議員、2番、早川 節夫 議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長、山本 文男 議員。

【議会運営委員長 山本 文男】

令和7年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので、報告いたします。

会期については、本日から3月19日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 那須 富重】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの15日間に行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告、議員派遣をもって報告とします。

また、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書がお手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれの報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

総務厚生常任委員長 山本 文男。

【総務厚生常任委員長 山本 文男】

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

調 査 日 令和7年2月3日

調査場所 役場委員会室

調査目的 防災行政や防災計画に見直しについて

調 査 者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員

対 応 者 総務課長、危機管理担当

調査の概要

防災計画の見直し等の防災行政について、令和4年台風14号の反省点を参考に、聞取調査を行った。

（考察）

令和4年台風14号の反省を含め、令和5年3月に防災情報の発信方法や避難所の追加、設備充実、災害本部の設置、避難発令等の地域防災計画の見直しが行われていた。

また、災害対応を行う町外職員の従事体制や支所に待機する人数も、今後、検討を行うことの説明があった。

災害時、要支援者の対応については、消防団や自治会、社協など役割分担や連携を明確にする必要がある。

また、支援者へ避難を促すためのマニュアルの整備や共有の必要性の意見が出された。

また、災害発生時の復旧については、ボランティアセンターの迅速な立上げができる体制構築の必要性の意見も出された。

防災訓練については、統一防災訓練のほか消防団等を対象にした訓練が行われているとの説明であったが、統一防災訓練は全町民を対象としており、参加率も高いので、実践的な訓練になるよう工夫が必要との意見があった。

現在の訓練は、自主防災組織が計画を立て、主に組織と地元消防団で訓練を行っているが、行政からの積極的な参加の必要があると感じる。

例えば、訓練場所に配置される消防本部員を通じて、南海トラフ地震の発生が高くなっているので、地震への備えや発生時の行動などの防災講話を行う。ハザードマップを持参して、住民に危機地帯を再確認させ、自主的に迅速な避難の必要性を訴えるなど、訓練の機会をできる限り活用して、より効果的な訓練にする必要があると思う。

職員も様々な業務を抱えているので、あらゆる機会を利用して必要なことはできる限り実施できるよう、より効率的、効果的な防災業務に努めていただきたい。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

文教産業常任委員長、甲斐 秀徳 議員。

【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】

文教産業常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

調 査 日 令和7年2月3日

調査場所 役場委員会室

調査目的 美郷町観光協会の今後の活動について

調 査 者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員

対 応 者 美郷町観光協会会長・常務理事、企画情報課課長・担当職員

調査の概要

美郷町観光協会の取組について、令和6年度の業務実績と今後の業務予定について説明を受けた。

（考察）

協会の業務改善として、職員と役員及び町担当との月1回の定例会議を開催している。

令和6年度は、様々な取組を実施または実施予定であった。今まで取り組んできたメディアに対する情報発信や各種イベントの出展に加え、日向市観光協会と連携した宇納間地蔵と平岩地蔵の共同ツアーの企画や西の正倉院の観光誘致として、旅行会社やクルーズ船のツアー、韓国高校生の受入れも計画されているので、今後も旅行会社等の観光関係機関と連携し、積極的にツアーを企画してほしいと委員からの意見が出された。

協会からは、歴史的施設も多く、観光の素材はある。また、観光は食が重要であるとの説明であったが、どう売っていくか、現在、検討中であるようである。

限られた職員でいろいろな活動を模索中であると思うが、交流人口を増やすために、各種団体や個人と連携して効果的な活動を確立することを期待する。

以上で、報告を終わります。

【議長 那須 富重】

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)
町長からの報告があります。
これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。ここ2～3日雨で、本当に恵みの雨かなと思って
おります。ただいま議長が岩手県で山火事が発生ということで、本当に大変な山火
事になったなと思ってるところです。天気予報によると雪・雨ということで、一
日でも、1時間でも早く鎮火してほしいと願うところであります。

そして、こちらは飲料水の心配がありましたので、雨が降って少し安心をしたと
ころでございます。

さて、本日から19日までの15日間の日程におきまして、令和7年第1回の議
会定例会であります。この議会、令和7年度各会計の当初予算を提案しております。
長丁場になりますが、よろしく御審議をいただきたいと思います。

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明をいたします。

この契約は令和6年3月11日に株式会社 南郷開発と契約を締結しました令和
5年度4年災(台風14号2号箇所)奥地林道度川・大藪線災害復旧工事の変更契
約であります。

主な変更理由は、再度の災害を抑止するため、その1の被災法面部を再確認し、
モルタル吹付け工現場うち軽量法枠工の施工面積の変更と、その2の大型ブロック
積み工について、計画より上部で法長の変更を行い、その結果、面積の減となるた
め、工事請請負代金31万4,624円を減額するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同
条第2項の規定により報告をいたします。

以上であります。

【議長 那須 富重】

以上で、報告を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

お諮りします。

諮問第1号と諮問第2号の2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号と諮問第2号の2件は一括議題とすることに決定し

ました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、諮問第1号、第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されております。このうち段 和利氏及び中田広喜氏の2名が令和7年6月末をもちまして任期満了となるため、その後任として林田貴美生氏及び藤田美智子氏を推薦したく提案するものであります。

林田氏は、平成3年10月から旧北郷村職員として勤務されて以来、公正・忠実に職務を遂行され、令和6年3月に美郷町役場を退職されました。

また、藤田氏は、長年地域婦人連絡協議会の要職に就かれ、地域活動に御尽力してこられました。

お二方とも人格識見高く強い責任感を持ちであり、最適任者として考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をも求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

諮問第1号と諮問第2号の2件を一括質疑、一括討論、一括採決としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号と諮問第2号の2件を一括質疑、一括討論、一括採決を行うことに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。
お諮りします。
諮問第1号と諮問第2号は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思
います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号と諮問第2号は、お手元に配付した意見のとおり答
申することに決定しました。
日程第7 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第8 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第9 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について
お諮りします。
議案第4号から議案第6号までの3件を一括議題としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。
したがって、議案第4号から議案第6号までの3件は一括議題とすることに
決定しました。
3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の公の施設の指定管理者の指
定については関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

現在、美郷町立神門保育所、田代保育所及びうなま保育所は社会福祉法人美郷町
社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っております。指定期間が本年3
月31日までとなっていることから、昨年11月に次期3か年度の指定管理候補者

を公募したところ、3 保育所について社会福祉法人美郷町社会福祉協議会から申請がございました。

これを受けまして昨年12月16日に指定管理者候補を選定委員会に際して審査を行い、議案書のとおり同協議会を候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。

なお、指定期間は令和10年3月31日までの3か年となっております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第10 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について

お諮りします。

議案第7号から議案第8号までの2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第8号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第7号及び議案第8号の公の施設の指定管理の指定については関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

売店「地藏の里」は地域特産品等の提供による農林業の活性化及び観光の振興を図ること、美郷町北郷農産物処理加工施設「北の郷」は、農林産物を加工販売することで農林業者の所得向上に資することを目的とし、それぞれ指定管理者による管理運営を行っております。

ともに、その指定管理期間が本年3月31日に満了を迎えることから、リバースイすず合同会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は原則として令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて、単年度ごとに見直しを可能とする協定とすることで、その時々事態に対応してまいります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第12 議案第9号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第9号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和6年6月7日に株式会社 吉田建設産業と契約を締結した令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道山須原線戦災害復旧工事の変更契約であります。

主な変更理由としましては、法面部について再確認をした結果、当初、想定していたより崩壊面が深いことが判明をいたしました。

そのため、不安定土砂の掘削及び残土処理場へ搬出する土量が増大したことにより、工事請負代金1,625万1,827円を増額するものであります。

法面の復旧につきましては、現場吹付け法枠工を着工いたします。

以上、今回の契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第13 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第14 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

お諮りします。

議案第10号から議案第11号までの2件を一括議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第11号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女とも仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部が改正をされております。

この改正法に対応するため、超過勤務免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子供に拡大するほか、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知について規定する必要があるので、この条例案を提案するものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第15 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 一般職の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与改定のうち、令和7年4月から適用となる国の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を踏まえ、国や近隣自治体との均衡を図るためのものであります。

主な改正内容について、給料表は職務と職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間人材等の職を確保する観点から給料表の初号付近の号給がカットされております。扶養手当について、配偶者に係る手当が廃止され、子に係る手当が増額されることになりましたが、附則に規定しているとおり令和7年度は経過措置が講じられております。

期末手当及び勤勉手当について、年間の支給月数を4.6月分は変更ありません。

令和６年度は１２月分のための改正であったため、附則を改正しましたが、令和７年度以降に係る分については本則を改正しております。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第６日目の３月１０日に総括質疑を行います。

日程第１６ 議案第１３号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第１３号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の給与については条例で規定されており、本町における時間外勤務手当については、一般職の職員の給与に関する条例第２１条に、管理職手当受給職員は適用除外としていますが、町立国保病院及び町立国保診療所の医療に従事する職員についてはこの限りでないと規定されています。

このような制度は国や県にはなく、職員の給与は国及び他の団体等の給与に準じて定めなければならないとする地方公務員法の趣旨にそぐわないこととなります。

このため、県と同様に管理職手当を受給する職員が診療業務に従事する場合は、時間外手当ではなく特殊勤務手当を支給することに改めるものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第６日目の３月１０日に総括質疑を行います。

日程第１７ 議案第１４号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第１４号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由

を申し上げます。

今回の改正は、現在、美郷町社会福祉協議会が所管しています屋内ゲートボール施設の「すぱーく西郷」が町へ移管されるに当たり、本条例に使用料を追加するものです。

使用料については、地方自治法第225条に「行政財産の目的外利用、または公の施設の利用につき徴収することができる」と規定されております。

車両や複写機などは地方自治体が所有する財産ではありますが、動産であり地方自治法上は行政財産ではなく、物品として管理するものとなります。

このため、物品については条例ではなく別に定めることといたします。

以上で、説明を終わります

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第18 議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

先ほど説明したとおり、社会福祉協議会で管理運営している「すぱーく西郷」を社会体育施設として教育委員会で管理することにしたいので、本条例に追加するものであります。

以上、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います

日程第19 議案第16号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第17号 美郷町営賃貸住宅賃貸住宅条例の一部を改正する条例

お諮りします。

議案第16号から議案第17号までの2件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号から議案第17号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、議案第17号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

現在、本町では教職員住宅として南郷地区18戸、西郷地区に5戸、北郷地区に17戸、計40戸を管理しており、うち32戸に入居いただいております。

今後、教職員数が著しく増加することは予想されないことから、数年、教職員が入居していない4戸の教職員住宅を建設課に移管し、本町への定住促進及び地域の活性化を図る住宅として有効に活用するため、必要な条例改正を行うものです。

併せて、町営賃貸住宅の名称と所在地について一部重複しているものがありましたので、その整理を行うため改正を行うというものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第21 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律等により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い整備した本条例について、経過措置に関する不足を追加する必要があったため、改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第22 議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復と被害の軽減を図ることを目的として制定したものでありますが、今回の改正は、犯罪被害者支援をより総合的に推進するため、町内に通学する者を加えるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第23 議案第20号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例についての提案理由を申し上げます。

令和4年8月末の台風14号により耳川が増水し、西郷汚濁の古川及び下原地区の一部の道路及び家屋が浸水被害を受け、県は同様な浸水被害を防止するため、耳川土地利用一体型水防災事業により、浸水被害に遭った区域の計画水位までの国道及び浸水家屋の嵩上げ、護岸工の構築を令和7年度より施工する予定であります。

美郷町においても、この事業区域において建築基準法第39条の規定に基づき、この区域を災害危険区域に指定し、耳川が増水による計画高水位に対し住居建築物の建築を制限し、災害危険区域内における浸水被害を未然に防止するとともに、地域住民の安全を確保するため、本条例を制定するものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第24 議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について、説明をいたします。

今回の補正は事業費の確定及び確定見込による不用額の構成が主なものであります。災害復旧費の林業施設災害復旧費においては、復旧計画によりまして1億2,195万2,000円を増額しております。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億665万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億1,099万7,000円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、第2表のとおりであり、令和6年8月発生の台風10号災害の対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越理由であります。

地方債の補正につきましては、第3表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第25 議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第26 議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第25号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第26号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

日程第30 議案第27号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

お諮りします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第27号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ288万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,759万2,000円とするものであります。

まず歳入予算につきましては、国民健康保険税の593万1,000円の増額、続いて県補助金の特別交付金から459万6,000円の減額、これは保険者努力支援交付金や特別調整交付金などそれぞれ算定見込額へ補正するものであります。

また、一般会計繰入金につきましても金額が算定されたことに伴い、保険基盤安定繰入金など合計7万3,000円を減額しております。

基金繰入金につきましては、歳入予算の増額が見込まれることから417万7,000円を減額するものであります。

続いて、歳出予算につきましては、支出額が概ね見込まれている経費について、それぞれ減額の補正をしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,493万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,226万7,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入につきまして、保険給付費の実績見込みに伴う交付額の変更により社保支払基金交付金が4,795万3,000円の減額となっております。

歳出につきましては、保険給付費地域支援事業費の各サービス費の過不足を調整した結果、184万円を減額いたしました。

また、社保支払基金交付金の歳入減により不足する財源を予備費で調整をいたしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，０５７万６，０００円とするものであります。

補正の主な内容は、年度末を迎え、宮崎県後期高齢者医療広域連合への負担金が決定したため、９０万６，０００円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第２５号 令和６年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第３号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，３８６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３，９２６万２，０００円とするものであります。

歳出補正の主なものは、事業費確定見込みに伴う一般職員及び会計年度任用職員人件費９３６万８，０００円、医療材料費１２０万円等の減額であります。

歳入補正の主なものは、諸診療収入を５１９万円追加し、他会計繰入金１，８９４万７，０００円減額するものであります。

以上で、説明を終わります。

議案第２６号 令和６年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第４号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、公益的収入及び支出につきまして、収入支出予算の総額から７４４万９，０００円を減額し、収入支出予算の総額をそれぞれ７億４，４８６万２，０００円とするものであります。

収入補正の主な内容は、医業収益として入院収益を３１５万６，０００円、外来収益を３０７万７，０００円それぞれ減額するものであります。

支出補正の主な内容は、人件費の実績分として５００万円、経費の実績分として４４０万９，０００円をそれぞれ減額、医薬品の調達に要する材料費として２５２万円を増額するものであります。

また、資本的収支につきましては、支出について、備品購入費の入札に伴う執行残として９７万９，０００円を減額、収入において、支出額の確定に伴う一般会計からの出資金を３２万５，０００円の減額といたしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第２７号 令和６年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる補正額になります。資本的収入に４３万１，０００円の増額補正し、資本的支出に７６７万１，０００円の減額補正し、資本的収入予算の総額を２億１，９２０万６，０００円、資本的支出予算の総額を２億９４０万６，０００円とするものであります。

内容として、収入につきましては、営業収益の給水収益から実績見込みにより２００万円を減額し、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金として２４３万円、雑収益１，０００円を増額補正するものであります。

支出につきましては、営業費用に６３８万７，０００円を減額し、特別損失に１３０万円を減額し、営業外費用の事業債償還利子に１万６，０００円を増額補正するものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。
少し早いようではございますけれども、休憩に入りたいと思います。
10分間の休憩ではございますけれども、お集まり次第、再開したいと思います。
再開を11時といたします。

(休憩：午前10時50分から10分間)

(再開：午前11時00分)

【議長 那須 富重】

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第31	議案第28号	令和7年度美郷町一般会計予算
日程第32	議案第29号	令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第33	議案第30号	令和7年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第34	議案第31号	令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第35	議案第32号	令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第36	議案第33号	令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第37	議案第34号	令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第38	議案第35号	令和7年度美郷町農業集落排水事業会計予算

お諮りします。

議案第28号から議案第35号までの8件を一括議題にしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第35号までの8件は一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本日、令和7年度第1回美郷町議会定例会の開会にあたり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の経済は、600兆円を超える名目GDPと33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環は動き始めています。

現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

こうした中、政府は、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定しました。デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政をつくっていくことを基本方針としております。

一方、全国的に東京一極集中が続く中であって、他の地方自治体と同様に、本町におきましても急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業の衰退など、大きな課題を抱えております。

さらに、地球温暖化による異常気象は世界各地に甚大な被害を与えており、本町でも令和4年の台風14号、一昨年の台風6号、昨年の台風10号により大きな災害が発生しました。一日も早い復旧に向けて万全を尽くしているところでありますが、災害規模が大きい箇所もあり、今もなお、町民の皆様には、御不便をおかけしております。

このような状況の中、私としましては、諸課題に真摯に向き合いながら、地方自治の本旨に基づいて、効果的な施策を推進してまいり所存であります。

また、災害復旧工事につきましても、引き続き、国や県と十分に協議を行い、建設業と連携を図りながら、迅速かつ着実に実施してまいります。

美郷町は、私たち町民にとりましても、また地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとでございます。私は、過疎の半世紀を頑張りぬいた地域が、やがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じております。

今後とも、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指して精進していく所存であります。

それでは、令和7年度当初予算に係る主な施策につきまして、その概要を説明申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。

これまでの施策を継続して実施し、農林畜産業の就業者維持と振興を図ります。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や新規就農者育成総合対策等、国県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。

また、昨今の情勢を鑑み、物価高騰等、自助努力では解消することのできない要因の対策を行うことで、生産者の営農意欲向上に努めます。

関連して耕畜連携を推進し、循環型農業の確立を目指し、遊休農地化の抑制を図ります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり適切な森林施業を推進し、再造林率日本一を目指すため、特に、伐採後の的確な更新を山林所有者や林業事業体に強く促していきます。

これに伴う林業事業体の強化や担い手・後継者の確保、人材育成を含め、大規模保安林化、作業道の整備等、様々な事業に森林環境譲与税を活用し実施してまいります。

椎茸や木炭等の特用林産物につきましては、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る施策により、生産意欲を促し生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

特に、昨年、農作物に多大な被害をもたらした猿の対策につきましては、重点的に行ってまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、活性化の中心的役割を担う商工会への支援をはじめ、経営基盤の強化や経営環境の改善に取り組む町内商工業者や意欲ある法人・個人等が行う新規起業や事業承継を継続的に支援します。

また、商工会と連携しながら、地域の特性を踏まえた事業を展開し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、アフターコロナの中で観光需要が回復傾向にある今日、コロナ禍前後の観光動機の変化にも対応しながら積極的に展開する必要があります。これまで展開してきた観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーションにより町の認知度も向上しつつあります。

今後もこの観光ブランドを承継しながら、体験型、交流型のツアー等の推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、既存の観光資源の整備や新たな観光資源の掘り起こしに取り組んでまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。

また、道路に対する住民の関心は極めて高く、生活道路の利便性向上や孤立化を防止し、災害に強い道路機能の向上を図るために、国・県の補助事業及び過疎対策事業を活用し、整備に努めてまいります。

国道につきましては、8月の台風10号により国道446号が甚大な被害を受け、一刻も早い全線復旧を切望するとともに、自然災害から住民を守る生命線「命の道」として道路の整備を改めて強く感じたところであります。

また、国道388号については、門川町松瀬工区の早期の完成と北郷黒木側への早期の事業着手、南郷新屋敷工区の早期の工事完成を関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められておりますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

地域公共交通対策は、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。現在、交通空白地帯の解消と住民福祉の観点からコミュニティバス（通称：みさとバス）を運行しており、特に高齢者の通院に対する需要が高いことから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、廃止代替バス、路線バス及び広域的コミュニティバス路線は、日向東臼杵管内を連絡する重要な移動手段であるため、関係自治体と共に（株）宮崎交通への補助や委託により路線を維持してまいりました。慢性的な運転手不足、利用者数の減少など、路線の維持はさらに厳しい状況にあります。ダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

令和6年4月より簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計へ移行しま

した。世帯の減少や諸経費の高騰、施設老朽化など経営環境は年々厳しくなっていますが、合理的・持続的な経営を念頭に施設の維持管理と改修・更新に努めてまいります。

また、地区・個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しましては、整備方法の助言や維持管理の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携し圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的に行い、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでまいります。

また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視を継続して取り組んでまいります。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川、耳川及び五十鈴川等美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに、適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、移住・定住の支援として空き家サブリースの整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上や定住促進、宮崎県産材の利用促進による地域産業の振興を図るため、町内で新築・増改築に要する経費に対し支援してまいります。

また、近年、懸念されている南海トラフ地震に対しての耐震性のない木造住宅（昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅）につきましては、耐震診断及び耐震改修に要する経費に対し支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用したオーダーメイド移住ツアーの実施や国県の移住支援金を活用し、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、地区別定住戦略（ちくせん）と連携し、官民一体となって空き家バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

本町では町内全域でCATVネットワーク網並びに4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワーク網の構築により、全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できる環境整備は完了しましたが、近年の気候変動に伴う災害の頻発化や獣害等により施設設備の迅速な復旧が課題となっています。

復旧に際しては、地理的要因や自然条件等を十分考慮し効果的な方法を選択するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

庁内情報化対策につきましては、令和6年度はデジタル改革関連6法の下、各課が所管運用する各種情報システムの標準化を行い、国のサーバーへの接続を完了させたところです。

令和7年度は町が保有する各種データを順次、国のサーバーに移設してガバメントクラウド関連の作業を完了させ、以後システムの安定運営に努めてまいります。

S o c i e t y（ソサエティ）5.0時代を迎え、情報通信技術で様々な社会課

題の解決への取組が始まった今日、過疎・中山間地域においてデジタルインフラの整備と適切な維持管理はさらに重要性を増してまいります。

今後、デジタル化をめぐる動きをより一層、注視するとともに、情報化の推進について庁内で共有してまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりとして、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上に努めてまいりました。

本町の国民健康保険事業における医療費につきましては、1人当たり医療費の順位が県内で上位になっていることから、今後も住民の健康増進・疾病予防のため受診率向上を図りながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、データヘルス第3期及び健康日本21第3次計画を基に、国民健康保険事業と後期高齢者保険事業、介護予防事業と連携し、一体的に生活習慣病予防、重症化予防に取り組んでまいります。

母子保健につきましては、1か月児健診の導入や産後ケア事業のショートステイ型の導入、及び妊婦や未就学児世帯においてオンライン医療相談の実施により母子の健やかな成長を支援してまいります。

また、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、引き続き、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援や経済的支援を行ってまいります。

②社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら、福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③児童福祉の充実

町民が安心して子育てができる環境整備のため、中学生までの子ども医療費の無償化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などを継続して推進するとともに、職員のスキルアップ等を通じ保育所及び放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

また、子どもの貧困、ヤングケアラーや児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児・児童の権利擁護と療育環境の整備に努めてまいります。

④高齢者福祉の充実

令和6年10月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は54.2%であり、県下トップの状況が続いております。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。社会福祉協議会との連携により独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応するとともに、高齢者がそれぞれの関心等に合わせて参加できるような多様な通いの場所の継続に努め、心も体も塞ぎ込むことのないよう、地域で支える仕組みの涵養に努めてまいります。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域

の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

また、この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図ります。

また、令和6年度からの3か年計画で策定した第9期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営に努めてまいります。

⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、様々な地域課題の解決に向けて開設された障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」、地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として開設された「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」の両センターと連携、協力して、手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

併せて、令和6年度から3か年で策定した第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっております。そのため、子どもの養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年齢層において訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、日向地区広域消費生活センターとの連携による相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進してまいります。

1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。今日まで、医療の提供はもとより保健、福祉の充実という面においても中核的な役割を担いながら、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための地域包括ケアの実践等に努めてきたところであります。

また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築し運営を行ってまいりました。

今後は、新たに策定されました第8次医療計画や地域医療構想に基づく医療提供体制の変革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学、医師会等の関係機関との連携を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、関係機関と連携しながらさらなる医療の充実を目指してまいります。

1 2. 防災対策の充実

近年、頻発する台風や豪雨、さらには、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するための防災・減災対策が、喫緊の課題であると考えています。

このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう様々な対策を組み合わせる必要があります。防災行政無線等の施設整備のハード面や、自主防災組織や外部関係団体との連携等のソフト面の両面から、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の維持向上に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託し、救急救命士による現場での傷病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えるなど、病院側の受入れ態勢の充実を図り、救命率の向上に努めています。さらに、ドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請を行い、いち早い医療介入等につなげています。本年度も、関係機関との連携を強化するなど、業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防・河川対策につきましては、激甚化する自然災害から安全で安心して暮らせる地域を目指し町民の生命・財産を守るため、災害の発生を予防し被害の拡大を防止することを目的として、治山・砂防施設の整備や、継続して河床堆積土砂の除去対策事業促進について、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨場の確保にも努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

警察や駐在所連絡協議会、日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪防止に努めてまいります。併せて、犯罪被害者等が必要とする支援を推進するとともに、町民が安心して暮らすことができる社会を目指します。

16. 交通安全対策の充実

警察、交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及に努めます。あわせて、高齢者の交通事故を防止するための「みさと安全運転」を推進するとともに、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

17. 教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう、たくましい体、豊かな心、すぐれた知性を備え、郷土の形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し教育の振興を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、町立図書館を核として町民が主体的に学ぶことができる環境の整備を推進します。また、地域課題の解決に関する講座を設け、創造力や論理的思考力、チームワーク（S o c i e t y 5 . 0で活躍する力）を備えた人材の育成を図り、各社会教育関係団体や各種ボランティア団体の活動支援とネットワークの構築に努めてまいります。

特に、地域コミュニティの充実に関しましては、地域の防災拠点となる自治公民館施設の整備促進と自治公民館活動の活性化を図り、青年団などの地域活動組織の

支援体制の強化に努めてまいります。

併せて、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業(学校運営協議会)」の推進と「地域学校協働活動事業」を拡充し、地域と学校の連携強化を促進いたします。

また、地域の貴重な伝統文化につきましては、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であることから、その保存、継承、活用を図ってまいります。その手だてとして、新たな認定団体の発掘と後継者や指導者の育成を積極的に支援するとともに郷土芸能保存事業を拡充し、地域の貴重な伝統文化・芸能の映像記録と保存を行ってまいります。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標である「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」の実現へ向け、本町の教育資源を生かした、美郷ならではの幼小中一貫教育（11年間の切れ目のない連続した学び）を推進します。

特に、子どもの資質・能力を身につけるため、幼児期からの遊びを通した総合的な学びと、幼児期の教育・保育と義務教育学校前期課程とが円滑に接続されるよう体制の整備に努めてまいります。

また、児童生徒が安心して過ごせる環境整備としましては、スクールカウンセラーによるいじめや不登校等の諸課題の未然防止とその解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応を行うなど、一人一人の悩みに寄り添える相談体制を強化してまいります。

18. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市との姉妹都市交流事業につきましては、子ども会育成連絡協議会などを介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により、友好の絆は確実により固く結ばれているところです。今後も平和の礎として継続し、さらには史実の保存と継承に努め、事業のさらなる充実を図ってまいります。

国際交流事業につきましては、昨年、姉妹校締結30周年を迎えた林川（イムチョン）中学校との交流におきまして、これまでの絆を生かし、より積極的に交流に努めグローバルな人材の育成を図ってまいります。また、扶餘邑（プヨユウ）との姉妹都市交流におきましては、町民レベルでの交流や、韓国からの国際交流員による韓国語講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実・発展させてまいります。

19. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要であります。町民の町政に対する意見や提案を広く収集し、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、あらゆる媒体を活用し、町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

② 町民との協働の推進

令和2年度から各地区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業（通称：ちくせん）を実施しています。各地区が主体となって計画された事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

また、昨年度は住民の皆さんの声を施策に反映するため、住民ヒアリングや住民参加型ワークショップを開き、その場での意見を令和7年度から5か年を計画期間とする第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映し策定を進めてまいりました。

これからも住み続けたいくなる魅力的なまちづくりを進めていくために、本戦略で定めたビジョンと5つの方向性に基づき、町民・地域団体・事業者と行政が、それぞれの立場で積極的に参画しながら、具体的な事業に取り組んでまいります。

③男女共同参画社会づくりの推進

男女がお互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させるため、第2期美郷町男女共同参画計画に基づく活動を推進してまいります。

20. 行政運営の充実・強化

効果的かつ効率的な行政運営を実施するため、第6次美郷町行政改革大綱に基づき、引き続き、行政改革に取り組んでまいります。

21. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

②ふるさと応援寄附金

ふるさと応援寄附金につきましては、今後も着実に返礼品を充実させるとともに、地域資源の魅力発信やPR活動の強化を図り、貴重な財源の一つとして、さらなる寄附額向上に向け取り組んでまいります。

③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、西郷地域の田代（峰・千本）地区6.45平方キロメートルについて、法務局送致業務を行います。この成果による登記完了をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和7年度予算の編成に当たっては、引き続き、過年度の台風災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

一方、積極的な行政運営を行うために、あらゆる事業において積極的な財源確保に最大限努力するものとします。

結果、一般会計予算で総額が103億2,296万7,000円となり、令和6年度との比較では、4億4,770万8,000円、4.2%の減額となりました。

特別会計については、4つの特別会計の予算額が合わせて23億1,028万5,000円となり、公営企業会計については、病院事業会計が8億1,659万1,000円、簡易水道事業会計が2億9,694万6,000円、農業集落排水事業会計が1億7,432万6,000円となり、一般会計と合わせた令和7年度の美郷町予算総額は139億2,111万5,000円となりました。

以上、令和7年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなご一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上で、提案理由、施政方針といたします。よろしくお願いいたします。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第39 発議第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

発議第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を、発議者として説明いたします。

この改正は、委員の選任時期が不明瞭であるため、明瞭化するとともに、それに伴う条文の整理を行うものです。

その他、災害や感染症等で委員会に委員の参集が困難な場合に、オンラインによる方法での開催や電子的方法による手続が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

【議長 那須 富重】

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第40 発議第2号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

発議第2号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

【議長 那須 富重】

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第41 発議第3号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

発議第3号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を説明いたします。

この改正は、会議時間の変更や選挙について、手続の不明瞭な条文を明瞭化するものです。また、現代の法令で使用されていない用語の改正を行うものです。そのほか、会議手続のオンライン化や電子的記録が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

【議長 那須 富重】

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、明日3月6日木曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時42分)

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 2)

令 和 7 年 3 月 6 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第2日目）

令和7年3月6日（木曜日）

◎開会日時 令和7年3月6日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年3月6日 午後1時42分 散会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 浩文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局総院長	金丸 吉昌君
南郷地域課長	田中 幸生君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
北郷地域課長	長田 孝規君		

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会 議事日程（第 2）

令和 7 年 3 月 6 日
午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

5 番 山本 文男 議員

1. 人工透析患者対応について

9 番 川村 義幸 議員

1. 障害者と高齢者の温泉入浴利用補助金について
2. 栗の振興事業について

3 番 中田 武満 議員

1. 農林業における労働力確保対策について
2. 地域自主防災組織の充実強化について

4 番 兒玉 鋼士 議員

1. 美郷町ジビエ工房について
2. 美郷町空き缶等散乱防止について

会 議 録

令和 7 年 3 月 6 日
午前 10 時 00 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」おはようございます。御着席ください。

【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

岩手県の大船渡の火災が山林・住宅を含めて2,900ヘクタール余りを焼失したということでございます。昨日の雨によりま新たな広がりが見られないというニュースで、住民の皆さんの安堵の声を聞いてほっとしたところでございます。

それでは、本日は一般質問であります。

ただいまの出席議員は10名であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程表のとおりであります。広報用の写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

上着を脱ぎたい方は、脱ぐことを許します。

日程第1、一般質問。

今回、一般質問の通告のありました議員は4名であります。

本日は4名の議員全ての一般質問を行います。

通告順に一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番、山本 文男 議員の登壇を許し、1問目の発言を許可します。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

総院長、今日はよろしくお願いします。どこに座るかなと思っておりましたが、教育課長のご協力ありがとうございます。

今年に入って、1人の透析患者の方と話す機会がありました。ある集まりで私の隣に座って、その方が抱える透析についての様々な苦勞、悩みなどをとつとつと打ち明けてくれました。水分量や食事の制限、透析後の脱力感、焦り、不安感といったもので、治療は週3回、約4時間ベッドの上で過ごすとのことでした。

私と同年代の方でしたが、行動の自由が大きく制限される中、大変な覚悟を持って生活されているようでした。特に、水分量の制限は大変なようで、その方はそれほどではないようですが、患者さんによっては1日に500ミリリットルのペットボトル1本ぐらいの飲み水しか取れない方もおられるようです。

これまで透析療法については、漠然とした知識しかなかったのですが、その後、私なりにいろいろと調べることになりました。

金村総院長に答弁していただけるなら、お尋ねしたいことがあります。

人工透析には血液透析と自宅ででき比較的、負担が少ない腹膜透析の２種類があるようです。本町のお患者さんは全員が血液透析での治療を受けておられるようです。この２つの透析の違いを簡単に教えてください。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

御質問ありがとうございます。

まず、人工透析と腹膜透析の違いについて、お答えをさせていただきます。

おっしゃっていただいたように、今、透析に関しては当院の利用の患者さんは、全て人工透析の体制で対応させていただいています。

腹膜透析と人工透析の２種類がございます。腹膜透析は、人工透析と比べると自宅でもできるということで本人の負担は軽いということが確かにございます。

ただ、腹膜透析は、幾つか条件が揃った上での対応が望まれてはいます。本人がある程度、よく理解をされているということ。そして、高齢者の場合は、できれば家族の御理解と協力が望まれるということ。管理上、感染対策がやはり大事になってきますので、その感染対策を含めて御理解と御協力をいただけるかどうかという点が１つは大きなことになるかと思います。

実際、若い人においては、実際に日向でも延岡でも医療機関においては、本人の選択によって腹膜透析の実施をされている事例も確かにございます。

しかし、高齢によってそういった点が整えにくいということ、それを補助する訪問看護、つまり看護師の役割も望まれるところではございます。

そういった観点から、当院では人工透析を中心にこれまで立ち上げから実施してまいりました。御自分の腹膜を通しての透析ですので、確かに負担という意味では軽いです。そして自宅ということです。今後、宮崎でも在宅での腹膜透析の普及に向けて、県立宮崎病院の腎臓を担当する先生を中心に、今ようやく広がっていく矢先にあるところであります。

今後の将来において、そういった幾つかの点の準備を整えつつ、腹膜透析の選択肢が県全体にも在宅においても、広がっていくことは期待されています。それを注視しながら、対応を考えてまいりたいと思っています。上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

血液透析と腹膜透析ということでございます。

透析を始める時点で病院として、いろいろな説明をされると思います。そのときに、その2つの選択ができるということ、患者さんには選べますということは伝えておられるのでしょうか。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

私は当初から担当しておりましたが、本院で対応する体制がゼロからのスタートでした。当初、人工透析のみの体制だったので、その選択の説明はしておりません。

しかし、実際に稼働して透析を担当していく中で、どうしても御高齢の方が多く、先ほど言った点が十分に払拭しにくいという状況がありましたので、医療側の判断として、人工透析の対応のみの説明を重ねてきておりました。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

今までしてなかったということでしたが、いろいろ器具も進歩してきて、対応しやすい環境も整ってきたかと思います。今後、若い方が患者となった場合、そういう説明はされていかれるのでしょうか。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

事例的にも若い方で腹膜透析の希望があったときには、その対応ができる医療機関を御紹介させていただいて、そこで実施したこともありました。

今おっしゃっていただいたように機器の発達、そして幾つかの整うことを踏まえながら、宮崎でもそのような動きあります。町においても、その方向性はしっかりと受け止めております。今後、それも視野に置いて対応を考えていきたいと思って

ます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。

それでは、今、西郷病院における透析患者の受入れ体制の現状について伺います。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

西郷病院における透析患者さんの受入れ体制、現状について御報告をさせていただきます。

現在、西郷病院の透析は月曜日、水曜日、金曜日、週3日間の人工透析を行って対応しております。ベッド数が8ベッドあります。

午前と午後の2回に分けて事業を行っておりますので、結果的に受け入れるのは16名になっております。したがって、現在16名の患者さんが利用していただいているところです。

16名の患者さんの内訳は美郷町内の方が12名、諸塚村の方が2名、椎葉村の方が2名となっております。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

患者さんの年齢は大体、何歳ぐらいの方が分かりましたら、お願いします。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

平均年齢が74歳です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

分かりました。

次に、コロナ禍の対応についてお伺いします。

高齢者の方、透析患者さんをはじめとする持病のある方は新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと言われていました。

受け入れる側も高リスクの中での厳しい治療だったと思います。コロナ禍の中の対応について、お伺いします。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

コロナ禍において、患者さんが新型コロナウイルスだけでなくインフルエンザも感染の流れもありました。これに感染してしまうと、隔離ということをやむなく、そして隔離した中での治療に専念するという対応になってまいります。

透析においても、その隔離をどうやるかということは、空いた時間で感染した患者さんのみを透析で対応するということになります。先ほど申し上げましたように、月・水・金の午前と午後、夕方での対応という体制としていました。対応としては、その以外の時間、つまり火・木・土の透析していない曜日に充てさせていただいて、しっかりと隔離が確実に行われた中で対応させていただきました。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

当初はなかなか手探りの状態だったと思います。

次に、重症化された患者さんもおられたのでしょうか。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

重症化した場合は、県立延岡病院での対応をお願いしておりました。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

次に、災害時の対応について伺います。

透析医療は大量の水と電気を使うようです。

災害時に、大きな災害のときに停電・断水が生じ、中断されれば患者にとって生命維持が困難となって非常に深刻な状況となります。

1 回 4 時間の治療に必要な透析液を作るのに約 1 2 0 リットルの水道水が必要で、それ以外にも機器の洗浄などにも水道水が使われるようです。

断水と停電時の対応について、お伺いします。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

断水・停電時がどのタイミングで発生するかにもよるとは思います。

今まで台風等の災害等で、予定された日に透析ができにくい困難な状況も予想さ

れる場合には、あらかじめ予定の範囲内で日にちを変える、時間を変えることで対応に努めてまいりました。

実際に令和7年が降雪で、事前対応で変更を行って透析がしっかりできるように取ってまいりました。令和2年の台風9号の接近においても、透析日程の変更で対応してまいりました。

ただ、令和4年9月の台風14号の襲来ときは、防災ヘリ、ドクターヘリで輸送も対応をしていただいて、透析ができるように応援をいただいたところでした。

平成17年8月台風14号襲来ときには停電・断水が発生しております。自家発電並びに給水車の配置をいただき、透析を継続しております。

災害がどのタイミングで、どの規模でというのは予想ができません。現在、県の透析医会という透析を中心とする医療機関の協議会があります。その協議会に所属する臨床工学士を中心に、災害に対応するネットワークの構築ができております。そこにも参加しております。

停電が長期化、あるいは断水になった場合、優先的に電気の接続と給水の配置をネットワークの中で応援をいただける体制になっております。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

まず、電気についてお伺いいたします。

非常用自家発電が設備されていると思います。これを利用したことがあるのか。

そして、この発電装置のテストをしていると思いますが、年何回ぐらいされているのか、お伺いします。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

現在、西郷病院に配置されております非常用発電につきましては、停電が発生した直後に稼働し最大で30時間、現在の燃料で持つようになっております。

なお点検については、年次点検を年に1回、月次点検を2か月に1回の間隔で行っている状況です。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男 議員。

【５番 山本 文男】

非常時の自家発電装置を災害時に利用したことは、今まであったのでしょうか。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

先ほど報告をさせていただいた平成１７年の台風１４号のときには、停電に対応して自家発電を動かしています。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【５番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

５番、山本 文男 議員。

【５番 山本 文男】

電気については、分かりました。

水についてですが、透析用の貯水槽を備えているところもあるようです。給水車を利用するというお答えでした。透析用の貯水槽は完備されていないのですね。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療局事務長。

【地域包括医療局事務長 田原 裕亮】

続いて、貯水槽の件でございます。

透析に必要な水専用の貯水槽は、準備しておりません。病院全体の水を供給する貯水槽がございまして、最大で２０トンが貯水されております。

透析に使用する１日の水量が４トンになります。緊急の場合であっても、それで供給を行っていきます。ただ、断水が永続的に続くようであれば、先ほど災害時

に申しましたように、給水車の配置を行って、補給を行うという体制を取ったところでございます。

以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

断水と停電時の対応については分かりました。

次に、道路が不通になったときの対応について、お伺いします。

椎葉、諸塚の患者さんもおられるとのことでした。道路が不通になったときの対応について、お伺いします。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

報告をさせてもらいましたが、令和4年9月台風14号襲来のとき道路が不通になった災害が発生しております。

防災ヘリ、ドクターヘリで輸送をお願いして、対応をさせていただきました。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

災害時は患者さんも、もし透析の日に不通になった場合、前もって病院とちゃんと連絡を取っていると思います。

町外に透析に通っている方もおられます。そういう方たちは、かかりつけの病院と連絡して対応していくのでしょうか。それに西郷病院が関わるようなことがあるのでしょうか。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

町外であっても、町内の方と同じような対応で連絡は密に対応をさせていただきます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

災害時のネットワークもちゃんと整っているようです。災害時の対応についても分かりました。

次に、現在、西郷病院ではなく町外に通院してる透析患者が19名おられるようです。

健康福祉課の担当職員にも説明を受けましたが、ほとんどの皆さんが西郷病院の治療を望んでおられるとのことでした。私に話しかけてこられた方は、西郷病院に通院しておられますが、以前は延岡の病院に通院されていて、特に日没の早い冬場などは治療終えた疲労感の中、不安を抱えて暗い夜道、車を運転して帰るのはとてもつらかったとおっしゃっておられました。

多くの方が西郷病院での治療を望んでおられるようです。将来に向けて増床を検討する余地はないのか、お伺いします。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

議長。

【議長 那須 富重】

金丸地域包括医療局総院長。

【地域包括医療局総院長 金丸 吉昌】

現在の透析用ベットは8台設置をさせていただいて、透析の対応をさせていただいております。

透析用ベッドそのものを8台から10台増やすということは、現実的に今の施設面から増築もなかなか難しい状況があります。現時点では、困難だという認識です。

ただ、先ほど申し上げましたように、現在月・水・金の午前と午後2回で合計16名の方を対応させていただいています。ベット数の増床ではなく、残りの火曜、

木曜、土曜日に対応する方法としてはあります。

増床ではなく、他の日に対応する余地があると認識しております。

ただ、そこを回すためには、対応するスタッフの対応の準備ということが当然、必要になります。

人の増員も含めて、対応できる必要な看護師の研修を含めた準備が必要になってまいります。

現状の認識は、私たちも同じ認識であります。可能であれば、今年度の10月を目途に火・木・土に対応できるよう準備を進めていければと今、検討をしているところでございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

増床ではなくて、その火・木・土を透析患者患者さんに対応していく考えという説明でした。10月を目途としているということでした。分かりました。よろしくお願いします。

今回、透析について調べていく中で、交流サイトの投稿に、透析イコール自己責任や偏見による誹謗中傷、差別といったものが多く見られ、患者の中には透析していることを親戚にさえ伏せている方もおられることを知り驚きました。いろいろな考えもあるようですが、あまりにも他者に対して不寛容な人たちが増えてきたようで残念に思います。

今日は増床ではないものの、西郷病院で透析を受ける受けられる枠が増えていくような説明を受けて、質問してよかったと思います。

今後とも透析に限らず、安心・安全な地域医療の充実をよろしくお願いいたします。私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、5番山本文男議員の質問を終わります。

今日は、傍聴の方がおみえでございます。お礼を申し上げます。

それではここで10分間の休憩とします。

再開を10時40分といたします。

(休憩：10時30分10分間)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

9 番、川村 義幸 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許します。

【9 番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9 番、川村 義幸 議員。

【9 番 川村 義幸】

本日は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1 問目は、障害者と高齢者の温泉入浴利用補助金についての質問になります。

町民の健康と福祉の増進を図るため、障害者と75 歳以上の高齢者への温泉入浴利用券の補助が今回をもって打ち切りとなっております。この事業は本当に皆さん喜んでおられるようであります。

この事業を打ち切った後、利用する者には本当に残念なことだと思います。このことについて、町長のお考えを伺いたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いきいき温泉健康づくり事業補助金の補助券というお話であり、平成20 年から実施をして現在に至っております。

美郷町で190 ぐらいの補助金要綱をつくって、いろいろな形で出しています。そもそも補助金とは何かという話であります。一過性のものではなく、3 年なら3 年のスパンをくくってその結果を見ていくというのが補助金の趣旨であります。この補助金の場合、健康づくりという部分で続けてきました。見直しの時に、各課担当から補助金シートを作っていただき、この補助金は本当に今必要なのか、廃止するのかと、継続するのかと、統合するのかと、縮小するのかという見直しております。その中で、平成7 年度はしないということになりました。

この補助金の調査をしてみると、使ってる方々が一部の人だけで恩恵を受けているという結果になり、令和6 年度をもってこの補助金をなくすということになりました。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

分かりました。補助金も多々あるかと思います。その中の一つの補助金、全ての補助金を全ての人が利用しているわけではないと思います。全ての補助事業を100%皆さんが使ってるわけではなく、その団体、団体、個人、個人が使っていると思います。

この温泉の補助金につきましても、一部の人かも知れません。ここで切り捨てるということは、この一部の人たちを切り捨てるのではないかと私は見ております。

温泉の高齢者割引利用券を利用しておられる方の中には、五右衛門風呂を今まで使っていたが使えなくなり、風呂がないと困るという方もおられます。

それから、健康増進のために取り組んできた事業であります。利用者が少ないということで、これを止められることは本当に困るという意見も出ております。

どうしても温泉を利用してなくてはならない方には、大変な金額です。1日の入浴料が520円となります。ひと月25日行っただとしますと、大体1万3,000円ぐらいかかります。国民年金だけの生活の方が1万3,000円を風呂代に使うことは、これこそ大変なことだと思います。国民年金は多分6万円ぐらいかないと思います。その中の1万3,000円が風呂代でなくなる方もおられます。こういう人たちのことを考えると、もう一度何とかならないのか、せめて年齢制限などの条件をつけてでも継続できないかと思っています。町長どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この温泉券自体は、議員おっしゃるとおりのような形になってるかなと思います。ただ、この温泉券の利用率がどのくらいか見ると、使っている人が7%です。

7%ということは、1割もないということです。非常に効率が悪いということと、もう一つ、この温泉券の使い方が問題という話であります。

確かに議員がおっしゃいますが、その券を自分がずっと使っていけばいいのですが、その使い方を調べてみると、その人本人ではなくという話になってきたときに、これでいいのかという問題が生じております。

この券の意味は何かということになってまいります。

令和4年からずっと調べていくと、そういう使い方をしていたということ、それが実態であるということを経験しまして、これを廃止やむなくと、その補助金の検討をしたときに結論づけたということでもあります。

今後、それを復活できるか否かということではありますが、今のところそれを復活するとかは現時点では考えてはいません。以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

本当に残念です。考えていないということは、本当に残念だなと私は思います。

7%と言われますが、その7%は町民の7%なのか、温泉利用客の7%なのか。

例えば、温泉利用客の中の7%だったら、美郷町だけの利用客の中の7%なのか、そのことも少し考えていただきたいなと思っております。

また、温泉券がなくなることによって、先ほども言われたように月1万3,000円も使って風呂に行けないから、風呂に行かなくなる方もいるかと思っています。

町長が心配されていた、全然関係ない人に渡したりする人もいたかと思いますが、そこはいろいろな手だてをして防止しながら続けていってほしいと思ってしております。

またお願いしております温泉施設の経営圧迫にも多少はつながっていくのではとも考えます。その辺はどうお考えでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

指定管理ということで、民間企業さんに運営していただいております。ありがたいことだと思っております。

第三セクターで運営する方が非常に難しく、指定管理になって本当に美郷町にとってはよかったかなと思うところであります。

利用ということを考えたときに、企業がという話をしていきますが、企業の自助努力はどこにあるのかということでもあります。

そこは町がすべきことという話になったとき、指定管理している企業がどういうことを考えていくかということも大切なこと。

通常、利用する人たちに対して、優待券の割引などの方法を取っていただきたい。こちらからも、そういう話をしたいと思っております。その方がある程度すっきりしていくのではなかろうかと思うところであります。以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【 9 番 川村 義幸 】

分かりました。本当に企業努力というのは確かだと思います。私も企業をしていますので、その辺はよく分かります。

せめて先ほどから言うように、どうしても必要な方、この人たちは今、町長が言われたように何かの方法で助けてあげていただきたいなど。高齢になって、夏場はまだいいと思いますが、冬場になって寒い中温泉にも行けない、自分の家の風呂は使えないという方もおられます。何か別の手当でもいいですので、何とかみんなが風呂に入れるような手助けはしてほしいなと思っております。お願いをして、2問目にいきたいと思います。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【 9 番 川村 義幸 】

では、2 問目に移らせていただきます。

これからの質問は、栗生産農家の方たちの気持ちを込めながら質問させていただきます。

栗の振興事業については、提案を予定していた栗の加工施設が議員全協で見送りになりました。そして、農業振興課では、南郷、西郷、北郷地区に各 1 ヘクタールの栗園の整備を行う予定をしていました。その栗加工施設の整備が見送りになりましたが、1 ヘクタールの栗園の事業については、今後まだ続けていくのか。それに伴って、苗木の補助事業や予定しておりました専任技師の職員の採用、これはどうなっていくのか。お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

残念なことでありますけど、拠点施設の建設が同意を得られず断念したということでもあります。

令和 3 年に否決を受けたときに、議員さんからこういうことをやってくださいよという話の中で、今まで組み立ててきた経緯があります。こういうことをやってきましたという中での今回の提案だったのですが。それを否決というか、駄目ですよということでありました。それは真摯に受け止めるべきかなと思っております。

議員がおっしゃいます面積は北郷、西郷、南郷の 1 ヘクタール以上ということで、これは進めております。進めておりますが、その人たちが今後どう考えるかということは、まだはっきりはしていません。

町としては、やはりそういう団地を作っていきたいと。またやる人がそういう気持ちであるということであれば、進めていきたいと思っております。

また、それに対して苗木などの補助はやっていきたいと。

その工場という部分から切り離して見たときに、その栗の産業振興を考えたときに、やはり苗木の補助は必要だろうと。結局、毎年 1, 0 0 0 本ぐらいの苗木を植

えているということでもあります。生産量と言いますけど、これは未成園ですので、まだ植えたばかりはですね。収穫量にはなっていないと。これが5年ぐらいすると、収穫に入ってくるということです、収穫量として加算されていくという話であります。

ですので、未成園の面積が増えているということを考えれば、収穫量はおのずと増えてくるという話であります。

そのために専門員は、議会の全協のときに皆様には話しましたが、その方をお願いしたところ「いいですよ」ということでもあります。

今回、栗ばかりではなく、その人が持つてるスキルは米からいろいろ多岐にわたっています。その部分の指導と、役場職員の指導までを含めてお願いしたいと。農林については、そういうことでやっていきたいなと思っております。

また、苗木の補助ですが、これは栗ばかりではなくて金柑や密などいろいろなものがあります。5分の4ということで9割は補助であります。ある程度、それぞれの作物がしっかりしてきたところで、補助金の見直しは行う必要があるかもしれません。今のところ改植や新植をしていただいて、収穫量を増やしてほしいという意味で、純然たる産業の振興であり、そういう部分でやっていきたいと思っております。令和7年度一般会計の当初予算の中にも組み込んでいますので、よろしくお願いいたしますと思っております。以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。大変うれしいことでもあります。やはり栗を伸ばしていくことは大事なことでと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、町長も言われましたように昨年植えたから今年に生るわけではなく、桃栗3年といいます。最低でも3年は生らない。少なくとも今言われたように5年先が収穫の始まりであって、それから徐々に増えていくのが栗かなと思っております。

今取り組まれています事業は、全て今のまま継続させていただけたら本当にありがたいなと思っております。

また専門指導員は、私も前から言っていました。この方の指導によって、ますます栗の普及が広がっていくのかなあと期待しております。

私が一番心配しておりますのは、この加工施設がなくなるという心配です。

この加工施設がなくなることによって、栗が全て青果市場に流れていきます。青果市場だけになっていくということは、何年か前のように、今の栗工場ができる前のように、栗の単価が値下がりするのがもう目に見えているのではないかと思います。

最近の栗の単価が守られているのは、あの栗工場があったから、栗加工施設があったからと感じております。このことについて、町長はどう思われますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

先ほどの苗木の補助を9割と言いましたが、5分の4で8割ということで訂正をさせていただきます。

議員の質問であります、生産者にとりまして一番大切なのは単価ということで、早く言えば手取りになっていくわけです。それがどんどんどんどん落ちていくことが非常に心配される、懸念されるということでもあります。

その中で、会社でありました栗処さいごうの今後の営業が非常に気になると。あ のとき全協で中断までして、田常室長から栗処さいごうさんに電話をして「どうか」と聞いたら、「今回の栗までを」という話であると。あとは果菓子屋さんがいますので、10トン前後の栗餡を加工したいというお話をさせていただきました。

今まで下支えをしてきたというか、生産者の立場を思っ て栗を買い取ってきた部分がなくなれば、非常に町としても、栗の振興と言いますが、もうそれだったら辞めるという話になると。本当に元の木阿弥といいますか、そういうことを懸念しているところでもあります。

産業振興は努めていきますけど、今後どうしたらいいのか。栗処さいごうさんが工場を閉めた後、これが一番問題になります。そこをどう考えていくか、また皆さんで協議したいとは思いますが、今のところ私の頭には、その部分はもう全然ないということでもあります。以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

栗処さいごうさんのおかげで、栗の値段はずっと保たれていたのかなと思っております。これがなくなることによって、先ほどから言いますように、栗の値段が下がる。そうすると、栗農家が本当に困ってくるのかなあと。そうすると意欲がなくなるのかなあと思われますので、ぜひともしっかりと考えながら、まだ続けていってほしいというのが私の念願です。

美郷栗は、前にも述べましたが、西郷村時代から生産されている農産物です。西郷村史にも記録されておりますが、昭和5年5月20日の宮崎時事新聞に栗のことが書かれております。昭和5年5月9日前から美郷の栗は世間に知られていた農産物です。

当時は釜揚げに入れて出荷していたが、昭和15、16年頃から木箱に変わったようであります。日向、西郷栗のシールが貼られて京阪神地方にも出されていたという歴史がある栗です。それだけ歴史のある美郷栗をこの時代で絶やすわけにはいけないと私は思っております。

先日、行われ行われました異業種サロンで成果発表された方の言葉の中に、「美郷栗は私たちだけの栗ではない。未来の美郷と未来を生きる今の子供たちの若い世代のための美郷栗だ」と言っております。「だからお母さんは頑張って栗を作るよとよ」

と子供に言ったそうです。それだけ美郷栗を思っている人たちがいることを忘れないでください。

そしてこういう歴史のある美郷栗と美郷栗への思いを持っている人たちがいることを聞いて、町長、このことについてどう思われますか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃった・・・に出てみんなが栗の出荷というかその写真を見た覚えがあります。昔はこういうふう頑張ってきたんだなと。それが今に続いているということです。先日、異業種交流サロンに出席させていただいて、栗を再認識したということでもあります。この中山間地域にあった作物ということで、美郷栗としてのネームバリューは非常にあると今も思っております。

これをどうするか、今後つなげていくかという話であります。これはつなげていく必要があります。産業振興という話の中で、そういう話をさせていただきました。

「ただし」今度は加工場という話になりますと、話は違います。これは令和3年と今度、2回同じようなことを提案して否決されたということでもあります。議会の承認がなければ、先に進まないという問題であります。今のところ、私としては白紙の状態だということでもあります。

「ただし」という話の中で栗の振興を進めてまいります。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。町長がまだまだ栗に情熱を持っているということはよく分かりました。ありがとうございます。

先ほどの異業種サロンの中で講演していただいた高峰由美さんが、こんなことを言われてました。「何事もやってみないと何もできない。また、設備投資は大変大事なことだ。駄目だと思うのは、自分の視野が狭いからだ」と言われました。

こんな言葉を聞きながら、やはり栗餡工場をもう一度考えてほしいというのが私の思いであります。

でも、先ほどから町長の答弁を聞いておりますと、今期はいま一度考える気はないということでもあります。今期はなくて、将来的には何とかしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

この6次産業化ですが、結局、町の産業振興を図るには絶対必要なものであります。付加価値をつけて産業振興を起こす、何かを起爆剤にしていくということは絶対必要なことであります。

先の将来を考えて、また執行部が議会さんにまた提案するということは来るだろうと、そういう時代だと思っております。

その先生が言ったときに、やはり挑戦という部分、挑戦をしなければ何も生まれないと。だから成功の反対は何かという話であります。失敗ではなく、やはり何もしないこと、成功の反対はそうじゃないかなと思っております。一つ歯車を回す、やってみる価値はあると。

もし、やりながらおかしいと思えば、そこで修正をしていけばいいだけの話であると私はそのように考えています。

私は白紙ですが、先の将来において、またそういうことが起こってくる、今、室長そして担当の方々はそう思っているのではなかろうかと思います。以上です。

【9番 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

9番、川村 義幸 議員。

【9番 川村 義幸】

ありがとうございます。町長が前向きに栗のことを考えていることは、ありがたいことだと思います。今日はたくさんの傍聴の方、栗生産の農家の方たちも来ておられます。先行き真っ暗だったのが、少しは灯りが見えてきたのかなと感じていると思います。ありがとうございます。

最後になりますが、先日の旧田代小学校再生協議会の中で、78歳の栗生産農家の方がおられました。その方が言われるのは、「年を取ってもやれるのが栗の生産だ」と言っておられました。私の身近にも91歳と85歳の御夫婦で、肥培・管理・剪定それを全て立派にやり遂げ、美郷栗を生産され出荷されている御夫婦もおられます。栗の生産は、高齢者はできないということはないと思われま。

執行部の皆さんにお願いをしておきます。

美郷栗の生産は決して諦めずに取り組んでください。物事が駄目なときはなぜ駄目だったかを見詰め直しながらチャレンジ精神を持って進んでください。私はどうしてもこの栗を絶やすことはできないと思っております。お願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、9番、川村 義幸 議員の質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

再開を11時15分からいたします。

(休憩：午前11時06分から10分間)

【議長 那須 富重】

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

通告順に質問を許します。

3 番、中田 武満 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【3 番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満 議員。

【3 番 中田 武満】

通告順に基づき質問をさせていただきます。

まず1 問目は、農林業における労働力の確保対策についてであります。

本町の基幹産業である農林業の維持、そして発展につきましては、そこに働く人がいて、物を生産する、活動する、従事しなければ維持発展はありません。

しかし、日本国内の人口減少、農林業に従事する人たちの高齢化、都市部への人の集中によって我が美郷町も人口は年々減少し、並行して農林従事者の人口も減少が続いております。

この人口減少は、当然、労働不足になっているわけです。農業におきましては、田んぼや畑を持ってるけど何も作らない、実は木になってるけど収穫しない、椎茸の原木はあるけど椎茸栽培はしないなどの例があり、生産活動をしなくなってきた状況もあると思います。

実際、私の近くの柚子の生産者の方は、去年は人手が足りなかったのか、販売価格が安く、柚子園の半分しか柚子を収穫しておりません。現在でも黄色い柚子が腐ったまま木にあって、ヒヨドリの餌になっているような状況で、非常にもったいないと感じているところであります。

労働不足は、田や畑の耕作放棄地の拡大や山林伐採後の植林を行わずそのまま放置して、放棄地が増えていくという状況が続くと思います。

山林の関係で従事者が少ないということの一般質問も前回したのですが、そのときにある森林事業者の従業員採用ポスターの写真もお示ししたところであります。

最近、耳川広域森林組合の広報誌第1面の半分ぐらいに求人広告を載せるような状況です。森林作業員も少ないんだと改めて感じたところであります。

美郷町第2次総合計画基本構想の中の農林業の振興について、次のように書かれております。

「農林業とも生産者の高齢化が進行し、生産活動の停滞や担い手不足等による耕作放棄地や放置山林が増加しています。このため新規就業者や担い手の育成など意欲的な農林業の経営体質の強化等を図りながら、地域全体として、農村の持続的発展のための生産構造を構築する必要があります」と計画されております。

この最後の文面である「農村の持続的発展のための生産構造を構築する必要がある」という部分です。まさしくこのことが生産を組み立てるために必要な労働力、人員確保が大切だと考えたところであります。

また昨日、令和7年度の施政方針が示されました。

「農林業の振興につきましては、本町の基幹産業である農林業の振興は、最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。これまでの施策を継続して実施し、

農林畜産業の就業者維持と振興を図ります」との説明でありました。

ここでも最後の就業者維持と振興を図りますの就業者維持というのは、農林業で働く人を確保して継続して農業の振興を進めていくという意味で理解したところがあります。

前置きが少し長くなりましたけれども、今後、町として農林業における労働力確保対策について、どう対応していくのか、お伺いしたいと思っております。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

中田議員の産業振興に関する労働力、担い手確保のどちらが先かと思ったところであります。

担い手確保といいますか、担い手がいなければその産業は廃れていくという話があります。担い手をつくっていかなければ産業が廃れる、産業が廃ればそこにいる労働力も要らないという話になります。

冒頭で人口減少の話をされました。今の世の中、人口減少が全ての問題を引き起こしていると言っても過言ではなかろうと思っております。

それをどうしていくかということであります。いろいろな産業がありますが、その中で産地ビジョンをつくっております。その産地ビジョンの中で、担い手の確保が出てきます。担い手の確保をどうするかという話の中において、高齢化していくと、とてもじゃないけどできないということになれば、今度は事業承継という話になってきます。そういう形でやはり繋いでいくということをやっていかなければ産業が途絶えると思っております。

議員がおっしゃいましたように、耳川森林広域組合がそういう方法で人材募集が1面にハローワーク的なもので出されているのも現実であります。

それに町がどう対処していくかということです。やはり森林環境譲与税等々を使っていろいろな手当をという話であります。それをしてもなかなか集まらないという現状があります。

今後、どういう形を取ったら一番その労働力の確保ができるのか、あるいは先に担い手の確保ができるのかをやっていきたいと思っております。

昨日の所信表明の農林業の振興であります。議員がおっしゃったようなことを含めた中で、皆さんとともに知恵を出しながらやっていく必要があると思っております。

美郷町に人口どのくらいおるのか。そしてまた就労人口とまた余剰人員がいるのかという話をすると、なかなかそこは出てきてないということでもあります。どこからそういうものを持ってくるのかという話であります。半分はやはり今の技術力、IT関係だろうと思っております。それを駆使しながら、残りをどうするか皆さんとともに考えていく必要があると思うところであります。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満 議員。

【3番 中田 武満】

農林業で働く人が不足するとか、途中で農林業を辞めてていく、高齢化もありますが、夏場の暑いときも冬の寒いときも農林業の作業をしなくてはいけない。労働条件が厳しい一因もあるのではないかと私は思っております。

農業においては、収穫時期が忙しいけれども、通常ときは割と時間があるといった労働時間のムラがあると思われます。

そこで雇われて働く方は、不規則な労働において所得が下がるので、農業では働かないということもあると思います。

雇う側にすると、仕事が多いときに周りに作業していただく人がいなくなると。人がいなければ作業が進まない。進まないと生産が遅れる。遅れると販売価格が落ちてしまう。そして生産所得が確保できないといった悪循環によって、農林業から離脱するということも考えられます。

そんな従業員が足りない、人が足りないというときに、今、美郷町で解決してくれるのは、社協で行っておりますシルバー人材センターであります。

この人材センターで人材派遣の業務をしています。この派遣業務を社協への委託ではなく、例えば、専門の派遣会社へ委託するとか、また、新たに派遣の仕事をする組織化、企業体化を立ち上げる、設置するなどをして、農林業に従事する個人や企業体に対して、適時的確に労働力を提供するような仕組みづくりを御検討できないか、お伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員がおっしゃるとおりでいろいろな模索していく必要はあると思っております。

令和7年度において、その労働力不足がどこまで来てるのかという調査を一度してみたいと。今JAの援農隊が、そういった部分を含めてあります。こちらのPRが悪いのかもしれませんが、それを使ってないという現状があります。

確かに近隣町村、ある程度あるのですが「美郷町でその応募はないですよ」という話であります。では労働力をどこで確保してるのかな、今のところ分かりません。

例えば、金柑を取ってみますと、その加工場に何十人、そしてそれぞれの園に何人ぐらい必要なのか、合計200名ぐらい必要という話になってきます。その200名をどうしているのかという話であります。

そこそこでしっかりとやっているのかなとしか考えておりませんが、先ほど言いましたように、アンケートを取ったほう方がいいのかと。

議員がおっしゃいましたように、それぞれの作物にその狭間がある、年中忙しいのは私の感覚ではトマトだと思っております。

トマトは植え替えるときの1か月ぐらいしか休みがないという感じであります。あとはそういうことで時間的に余裕があると。

その時間が上がった人たちを回せるか回せないかという方法でやっていく必要も出てくると。その中で派遣を他町村やっている、またこちらも精査しながら美郷町なりのそういうものが出来上がると非常にいいのかなと思っております。

産業の振興は担い手をつくって、労働力の確保に尽きていくのだろうと思っております。この2つの両輪をしっかりとさせなければ産業振興にはつながらないということです。

そしてまた、その産業そのものがなくなっていく可能性が非常に大きいと認識しております。皆さんとともに頑張らせていただきたいと思うところであります。

以上です。は

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満 議員。

【3番 中田 武満】

ぜひとも労働不足調査をしていただいて御検討をお願いしたいところであります。

シルバー人材センター南郷事業所で、少し状況を聞きました。令和6年度4月現在で15名程度の登録で、農林業の作業ができる方が約7名ということです。夏場の草刈り作業等では対応ができませんので、派遣をお断りをしているという状況もあったようです。

この人材派遣組織が内容も含めてもっと充実した活動ができれば、町民の生産活動はより活性化していくのではないかと私は思っております。

その立ち上がった組織といいますか、人材派遣です。仮に言いますけども。これは例えば話ですが、内容の充実でその組織の運営、健全化をするために補助とか支援するという形を考えました。

その組織に対して、中山間直接支払交付金とか森林環境譲与税の一部やふるさと納税の支援金などそういった補助金の見直しの話もありました。そういった支援も組織の運営も健全化していくのではないかと思います。

なぜかと言いますと、組織、派遣会社、各組織が出来たときに従業員を確保する、組織の中で働く人を探すときに、農林業に従事する場合はやはり給料が高くないと私は集まらないと思います。高い賃金で設定することが必要になるかもしれません。労働条件や生活環境をよくするために、そういった資金を利用する。

そして今度は一方、農林業を依頼する方は、派遣センターに依頼する方、農林業の方が的確な人材派遣をすることが必要です。その提供した労賃、要するに利用者

側から払う労賃を下げることも可能ではないかと思います。

当然、農林業者の手取りを増やすことにもつながると私は思います。1つの方法ではないかと思います。

今現在、農林業関係の補助については、生産資材、購入した資材の一部を補助するということが主ではないかと思います。この労賃という経費を、直接ではなくても、センターの利用費を減額すればおのずと農林業者には利点が出てくると、所得が上がると私は思っております。ぜひともまた検討をお願いしたいと思います。

組織の充実の内容の件です。そこで働く従業員の年齢です。当然、今はやはりシルバー人材ですけども、シルバーではなく若い人が働けば仕事の効率も当然上がりますからいいことだと思います。

先ほど町長がおっしゃいましたように、高齢化によって美郷町になかなか若い人がいないと。若い人はもう就職しておりますので、新しい人を探すしかないのですが。一般の農家や専業農家において、また派遣会社におきましても、若い世代の従業員を確保することは、当然必要だと思います。

そこで質問に入ります。今後、町でも外国人労働者の確保、建設業や介護福祉等に外国人労働者も働いている現実がございます。

美郷町として、今後取組も必要だと思います。その点についてお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

町内、町外もですが、非常に労働力不足ということで外国人労働者の派遣をどこの市町村も、県ぐるみでやっているということでもあります。

特定技能と2つに分かれています。ある程度、緩和されて受入れ体制などが出てくるという話であります。

ちょうど県議会を見ていたら、西臼杵の佐藤議員が同じようなことを県に聞いています。「どうするのか」という話です。

そのときに知事が「小規模な企業を含む県内企業に対する相談体制の充実や受入れ手続に係る支援の強化など、市町村関係団体とも連携して進める必要があると考えている」ということでもあります。

質問が終わった後に、県内市町村どこへ行っても外国人受入れ企業が相談できる体制づくりをつくってくださいという話をしております。ある程度県も分かりましたという話であります。

今度5月7日に、令和7年度の宮崎県と市町村連携推進協議会という協議会があります。その総会で県の市町村会として、このことをどうにかしてくださいという要望をさせていただきます。

県においては、現在、実施している各業種の所管部署での窓口設置や対応による支援にとどまることなく、県下町村が一体となって取り組める支援体制の構築を切望するということを県に要望したいと。この外国人派遣をどこかの部署に集めて、それは「農」だけではなく「林」だけではなく、全てのものを集めてやりなさいと

いう話をしたいと思っていますところでは。

特に、農林の外国人の働く場所、斡旋を徹底的にやってくださいと。そして、議員さんの立場からいくと、私たちがしたことに対して追跡調査をやっています。「これはどうなったのか」と。「あの時は、あのような答えをしたじゃないか」と。「やっていないじゃないか」という追跡調査をするという話であります。町村会もこれに対して、追跡調査をやろうかという話です。

だから県もある程度動き出し、新聞紙上でもそういう動きになるのではないかとと思うところでもあります。

例では、百済の園が派遣会社をお願いして3名の方が入っております。時代は労働力の確保という観点から見れば、そういうふうに動くのだらうと認識しております。そういう体制を、今度は県ができて市町村がどうつくっていくのかという部分もあります。そこを吟味しながら、やはり労働力の確保はしたいと思っています。

いろいろ思うところはあります。やはり言うように境の整備、やはり労働時間や賃金、住まいなども非常に大切にする必要があると思っています。

そうなったときに、やはり住まいまで考えていく必要があるかなと思うところです。そういう部分をクリアしながら、外国人の方がこちらに来て農林業に従事していただくことは非常に良いことだと思っています。時代の趨勢（すうせい）といえますか、流れに従ってやっていきたいと思うところでもあります。以上です。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3番、中田 武満 議員。

【3番 中田 武満】

ぜひとも県と連携していただいて、進めていただきたいと思います。

新聞記事の話が出ましたけども、県内で働く外国人労働者は令和7年1月末で8,515人で、前年よりも1,494人増加しているところでもあります。

農林業への従事者は1,191人で、前年度よりも20%増加しているというような状況で、今後も人手不足は続き、外国人労働者は増加傾向だろうと発表されておりました。

また、県の本年度予算の中でも記事が出ておりました。県は「外国人に選ばれる県」と題して、「25年度から外国人材の定着促進に向けた新たな支援事業に乗り出すため、予算4,140万円を計上し、外国人材定着促進支援事業では、県内初となる外国人材受入れ企業向けの総合的な労働相談窓口外国人材受入れ定着支援センターを設置する」という記事がございました。

町におきましても、外国人労働者のいろいろな採用に向けての御支援とか提案をお願いしたいと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

2問目の質問に入ってよろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2 問目の発言を許可します。

【3 番 中田 武満】

では、2 番目の質問に入ります。

2 問目については、町内地域自主防災組織の充実強化についてであります。

この件につきましては、昨日の委員会調査報告書にて報告のとおりです。特にお願いした点といいますか重要な点として、再度、要望確認という意味で御質問させていただきます。

この防災計画につきましては、考察にも書いてありましたが、令和5年度に見直しがされ、それに基づき町民への防災活動指導が啓発されております。

考察にもありましたように、今後、発生の確率が高まってきております南海トラフ大地震の大災害等に対応するためには、各地域の自主防災の充実・強化がさらに必要と考えたところであります。

自主防災組織の活動として基本的なことです。平常といいますか、つまり常日頃に防災知識の普及なり、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火器使用設備機器の点検、防災資材の備蓄と整理点検と、大きく5点と言われております。

委員長報告の中にありましたように、現在の統一といいますか一斉で行われている防災訓練は区と消防団での計画であり、もっと実践的な訓練になるよう行政からも指導いただくようにできないかということでもあります。

あわせて、この1番目と2番目、同じく関連しますので、一緒に御質問いたします。防災訓練の中の消火器設備です。各地域に消火栓があって、その横にホース格納庫があります。消火栓設備等の点検について、今後、統一防災訓練の前にいろいろな指導をしていただくと考えております。どう行っていくのかお考えをお聞きたいと思います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

いろいろな物事や課題がある中で、命という部分を守ることが喫緊の課題かなと思ったところであります。また思うところであります。

昨日の報告で、総務厚生常任委員会で言われたとおりかなと思うところであります。しっかりと対処する必要があると。

計画の中に防災訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を想定し、性別年齢にかかわらず、要配慮者と多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなどの実践的な訓練が必要であるということで記載をされております。

今までこういうやり方だったからという話ではなく、今後、地震がいつ起こるか分からないので軸足を移していく必要があるのかなと思うところであります。

いろいろやっていく必要がありますが、それぞれの区長さんと話してやっていくということでもあります。もう少し行政主導型でやってもいいのではということでもあります。やはりそういう立ち位置でやっていきたいと思っております。

令和6年度も9月1日に実施しております。2,084名の参加があったということでもあります。大体、半数近くは集まっています。

その2,000人に対して、自分の地区はどういうところなのか、もし起こったときにどう避難するのか。そしてまた誰がどこにいて、要支援の人達を誰が守って一緒に連れてくるのか、その部分もやっていく必要があると。

要支援者名簿を消防にも渡しています。そういう人たちをある程度把握していると思います。そういうことを訓練の中で実施していく必要があると思うところでもあります。

また、資機材関係であります。防火水槽が279基、消火栓が433基を所有しています。そのときに、ただ消火栓をひねって水が出るということではなく、消火栓はどこどこにありますよという話をしっかりしていく必要があると思うところでもあります。

また、AEDはここにあるなど、救急救命士の人工蘇生法を織り込んでやる必要があるのかなと思ったところでもあります。

余談ですが、何日か前に自動車会社に用がありました。車検に出しすのはいいのですが、小型ポンプの調子も見てみようかなと。悪るければ直しておこうとポンプをかけたそうです。しかし、なかなかかからない。何かおかしいなと思ったら、燃料が空だったということです。

本当にうちの恥なのですが、最初は燃料が抜かれたのかなと思ったそうです。まず燃料を空にすることはあり得ませんので。

ただ、そこまで燃焼させるということは、それとも違うということ。やはりそういうことを少し聞いたからの。それは特異的なことでなぜか分からないのですが。空だったら、もう家火事のときに行ってもかからなかったという話では目も当てられません。やはり消防危機管理担当にもうそういうことが起こらないようにという話もしたところ。です。

常在危機意識は、いろいろなところに目を配っておらなければならないと思っております。日々の訓練そして日々の点検、そういうことが起こった場合はどうするか、ある程度、それぞれの頭の中に入れて行動していくことが肝要かなと思ったところでもあります。

また、この防災訓練もただ集まってこうですという話ではなく、自分の命は自分で守ることを念頭に置きながら、どういう経路で避難所まで行くかということも訓練かなと思っております。そういうことを踏まえた上で、委員会の調査報告書で指摘されたようなことをクリアしていこうかなと思うところでもあります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【3番 中田 武満】

議長。

【議長 那須 富重】

3 番、中田 武満 議員。

【3 番 中田 武満】

町民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識で自主的に活動する組織にしていくためには、常日頃の防災訓練は最も重要なことだと考えております。

さらに訓練内容をいろいろな災害を想定して、あらゆる訓練をしておれば被害も少なくなると思います。

議長の最初の挨拶の中で、岩手県の大船渡町での火災の件もありました。雨が降ってどうにか落ち着いているのですが、今日から今度は風が吹くということで再炎するということが不安視するところであります。

私も町長が小型ポンプの話がされましたので、私もちょっとしたいと思います。

これまで住宅火災を2回ほど経験したことがございます。

1つは神門長堀で火災が起こったときに、初期消火に当たりました。最初は消火栓で行ったのですが、火災が大きくて消せませんでした。どんどん放水すると、今度は貯水槽からの水が足りなくなることがありました。

今度はしばらくすると、消防団も働いてますのですぐには現場には来られません。やっと来て、今度は積載車がホースを積んで小型ポンプを積んで、今度は小丸川を水利にして、小型ポンプを橋の下に置いて100メートル離れた火災現場に放水しようと、その道路には各部のホースが何列も並びます。

どのホースがどのホースとつながっているか、小字ポンプと筒先がつながっていないという状況も絶対と言いますか。耐火訓練のように、1番委員、2番委員、3番委員という場合役割分担がありません。筒先から水が出ないと、ポンプはかかっているけど水が出ないという状況もありました。

今度は、二重巻きホースが消火栓格納庫の中にずっと置いてあります。そのため劣化してホースの脇から水が出てくると。要するに破れているんですね。そういった状況で、ポンプがかかったら、ポンプの圧でホースが暴れる。そのつなぎ替えもできない。今度は圧がかかっているのに、筒先をつけられない状況。消防団員も地区の人たちも動転していますので、危険もあり消火活動ができなかった状況もありました。

そういう悪い例といいますか、そういうことが無いようにしてほしい。私は一斉訓練の中で、消火栓の点検やホースのつなぎ方、ポンプのかけ方など実践的な対応もぜひとも御指導していただきたいと思います。日頃の防災訓練は最も重要なことだと思います。今後とも地域防災組織が、ちゃんとした防災ができるように御指導していただくようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

【議長 那須 富重】

これで、3番、中田 武満 議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開を13時からいたします。

(休憩：午前11時54分から午後1時まで)

【議長 那須 富重】

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

4 番、兒玉 鋼士 議員の登壇を許し、1 問目の発言を許可します。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

通告に従い一般質問を開始します。

今回は2点質問いたします。よろしくお願いします。

まず1番目に、美郷町のジビエ工房について、現在、無期限休業になっていますジビエ工房の現状をどのように町は捉えているのか。

また、工房の今後についての町の考えを伺います。

【議長 那須 富重】

町長の答弁を許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

美郷町ジビエ工房のことです。

運営を行っておりました美郷町ジビエ振興協議会が令和6年4月15日に開催された総会において、解散を決定しております。その後、公募開催の目途は立っておりません。

ジビエ振興協議会が解散した後、その会員の方から施設を利用したい旨の申入れがあり、新しい体制での公募運営の検討を行っていることは、令和6年6月20日に開催されました議会全員協議会で担当課より説明を行っているところですが、協議を重ねた結果、新体制の構築には至りませんでした。

町としましては、有害駆除等により捕獲された猪や鹿といった地域資源の有効活用、農林産物等への被害の軽減に寄与することを目的として建設されたジビエ工房設立の趣旨を鑑み、再開を目指したいと考えているところであります。

現在、町内の個人・法人を対象としてジビエ工房の利活用者を募集しておりますが、猟友会の協力を仰がなければ再開は困難であると考えております。

今後も引き続き、猟友会への協力依頼、猟友会での公募運営の働きかけを重点的に行ってまいります。

このジビエ工房であります、令和3年だったと思いますが山本議員から、その計画、そういう技術を持たないままに船出をしたことが原因ではなかろうかという質問をされた記憶があります。そのとおりかなと思っております。いろいろな形で

計画のなさが今そういうことに至ったことは、非常に行政としての責任を感じているところであります。

そもそもジビエ工房を作るときに、作ってくださいと言ってきたと。そのときは農林に來たのですが。農林は、「計画がなければ出せません」という話をしたそうです。しかし、幸いに県事業があったので、県事業にかけてジビエ工房を作ったと。

そのときに計画を作ってくださいと言ったが、計画を作れなかったので、役場が作ったという。そして設立に至ったという経緯がございます。そもそもそこからボタンの掛け違いが起こって、こういうことになったのではなかろうかと。

猟友会全員が全員一致でやるぞというような感覚で船出をしたのかと言われたら、どうもそうでもないというような気がしております。

しかし、ここに至るまでいろいろな施設の経費があります。やはりこのままではいけないと思っております。何とかしてジビエ工房の再開に向けて努力する必要があると思うところであります。

そのことに関しては、松下農林振興課長が携わっております。私より詳しい部分があります。加えて、松下課長は今年いっぱい退職をされますので、これが最後の一般質問になろうか思います。委員会と審査は別として、この一般質問での答弁が最後になろうかと思えます。このジビエ工房については、課長の考えと私の考え一緒でございます。課長からより多くを御答弁させていただきたいと思うところであります。議員の御了解をいただければと思っております。以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の答弁が終わりました。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

今、町長からジビエ工房の今までの経緯の話を詳しく伺いました。私も改めて、そういうことがあったとお話を聞いたところでございます。

昨年に新体制で工房の稼働ができるような話も伺って、楽しみにしていたところですが、その話も立切れになったということで、本当に残念なことだと考えているところです。

町長の考えとしては、まだ今後も再稼働できるようにしていくということで、努力をしていただきたいと思います。また、松下課長におかれても、今度、退職されるということで、これまた残念な話を今伺ったばかりでございます。

今、町長の答弁がございましたが、現在はそのジビエ工房の敷地周辺には草が茂っており、施設内においても長い時間、使用しないことによりカビなどが繁殖しているのではないかと考えるところです。

このままの状態では放置していくと、状況は悪化していくばかりだと私は考えます。この状況を改善するには、再稼働することが一番の解決策だと私は思います。

前任者に聞いたところに、ペットフード等の材料にすれば、あまりいろいろな加工等を考えなくても、難しい加工とは考えなくても、2時間以内に持ち込まなくて

はいけない、獣を鉄砲で撃った分だけでは加工場に持ち込めないなど、そのような制限が外されるのではないかと考えます。ペットフードの加工品、また、その材料だけの販売で施設利用はできないのか。

関連して、この施設を利用される人の募集について、お尋ねします。町内の方に限定して考えていくのか、また範囲を広くして町外にも募集するのか、また、前回のように地域おこし協力隊を採用する考えがあるのか、伺います。よろしくお願いします。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

まずペットフードの件でございます。

まず施設自体が精肉を目的とした施設であります。ペットフードを作る機械等が実際ありませんので、それについては今のところ考えておりません。

これまでの経緯をちょっと説明させていただきます。6月20日の全員協議会の中で4名の方が施設を利用したいという相談があり、交渉を行ってまいりました。その中の2名が農作業の受託をされており、8月いっぱいには結論が出せないのでは10月末まで協議をさせてくれないかという申出がありました。一応10月末まで公募を再開するかどうか、検討をさせていただいたところです。最終的に先方から無理だという話がありました。

公募については、県中山間地域政策課が今回の担当になります。ここに問合せをしたところ、目的外使用は当然しませんが、ジビエとプラスアルファであれば施設事業については問題ないという回答をいただきました。

この点を踏まえて、実は南郷に養豚を行ってる方がいらっしゃいます。その方に施設利用していただけないかという相談を申し上げました。その方の本職は建設業とその他に林業にも携わっています。施設の利用は厳しいという回答をいただきました。

また、観光協会からこの施設を利用して総菜を作りたいという話を受け、一緒に施設の中身を見てもらいました。施設については非常に立派なものということで評価をいただいたのですが、ジビエと一緒にとなると運営が非常に厳しいということで辞退をされたところでございます。それが12月の末ぐらいでありました。

その後もいろいろあったのですが、なかなか借り手がいないということです。3月の広報誌に町内向けに、個人・法人宛てに施設の利用をされる方がいないか、今募集をかけているところでございます。

今のところ問合せはないのですが、町外の方から数件、問合せがあっているようでもあります。今後も町内で活用したい方がいない場合は、町外に目を向けて、この施設の再開を目指していきたいと考えているところです。以上でございます。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

課長もこのことについて、一生懸命取り組まれていることが今の話を聞いて分かりました。あと一つです。地域おこし協力隊の参入など、前回のようには考えはないのか伺います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

前回、携わっていただいた地域おこし協力隊の方ですが、この方は非常にスキルが高くて本当もったいない人材でした。関係者とうまくいかなかったということがありますので、そこは当然、行政が反省する点もかなりあると思っています。

そこが解決されれば、今後また地域おこし協力隊の採用は考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

これは大変難しい問題だと私も思います。うちの地区にこの施設があり、地元の人も猟友会の方もおられます。去年の秋、6 月頃から利用したいという方がおられたのはうちの地区の人が主だったのかなと考えてるところです。

今聞いてみると、やはり 1 人だけではできないと。やる気はあるけど 1 人だけではできない。今の状態ではできないという回答でございました。

しかしながら、加工場は稼働はしなくてはいけない、何かに利用しなくてはと皆さんは考えておられます。難しいところなのですが、利用や募集について、お話を聞いて分かりました。

昨年度、猪や鹿などの被害、特に猪による米の被害が多くなりました。工房が稼働することで、猟友会の方々に、国県町の補助や助成金に、肉代などの上乗せができることによって、猟友会の方々も皆さんも励みになると思います。その結果、個体数が減ることにより農作物の被害の減少にもつながると思います。

有害鳥獣被害も今、深刻な問題ですので、早く再稼働ができればと考えておるところであります。

次に、ジビエ工房を利用する場合、町からの貸付条件を伺います。

また、町から利用される方々に運営支援の考えがあるのか、伺います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

美郷町ジビエ工房の正式名称は「美郷町ジビエ解体加工施設」であり、これは町の行政財産となっております。施設を使用したい方は、行政財産使用許可申請書を提出していただくことになります。

使用料徴収条例によって、年間6万円以下の使用料を納めていただくことになります。これについては、減免または免除の規定がございます。ただ、使用期間については、財務規則で1年間を越すことができないとなっております。更新することすることは可能ですので、継続して使用していただくことは可能となっております。施設を使用したい方についての特別な制限等はありません。

このジビエ工房の運営に当たって、平成21年2月に発足した美郷町ジビエ振興協議会には3年間を限度として補助金を支出しております。電気・ガス・水道の一般経費と販売費、それに修繕費に要する経費の一部を補助するということで、3年間に限ってということで補助を行ってきました。

現在、運営する方を募集しておりが、補助金に関しては3か年を限度という取決めがあったということがございます。現在のところ、補助金の支出は考えていないのですが、経営者の経営体力、財務状況等によっては新しい会社が決まったときに初期の運営資金として必要最低限度の貸付金は、検討はしたいと考えているところでございます。以上でございます。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

貸付条件は、特に難しい要項はないと理解してよろしいでしょうか。分かりました。

運営の支援についてです。

利用者がおられた場合の話になりますが、光熱費、特に電気の基本料金が高いという話を聞いております。さっき言われました一般の資金だけでも、林業環境譲与税から光熱費だけでも工面していただくようなことはできないか、伺います。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

ジビエ振興協議会もですが、検討されていた方も、光熱水費が最低でも月に10万円ほどかかる経費が非常にネックになるということで、活用を辞退したというところがございます。

このジビエ工房は非常に公益性の高い施設だと私は思っております。当然、行政の支援も行ってよい施設だと私は思っております。今、言われたように経費のかかる部分については検討していく必要はあるのではないかと考えているところがございます。以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

今、大変うれしいというか感謝的な言葉をいただいたわけですね。運営支援として、光熱費等を支援していただければ最初の段階でみんながやりやすい、募集等の条件にしても、そういうところも少し免除をしていただければ、やってみようかなという人が出てくる可能性もあるのかなと思います。よろしく願いいたします。

今の運営支援をしていただくことは、することはできないのでしょうか。どうでしょうか。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

6月20日の議会全員協議会のときにも説明させていただいたのですが、今のところ補助金は考えていないということです。

ただ、貸付金については検討したいと考えているところがございます。

今までいろいろな方からの意見を聞いたときに、どうしても電気代が非常にかかるということで、電気代の一部でも補助していただけないかという話は今まで協議を行っていた方からありました。

少しでも経費を削減していけば、相手方も施設の利用をしてくれるのではないかと考えているところがございます。以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

今、課長がおっしゃるとおり、そういう要望もできたということであれば、支援ができないということで引かれた経緯もあるかなと私は個人的に考えたところです。公募等にそのところも支援しますとしていただければ、さらに利用される方が出てくるのではないかと考えます。よろしくお願いします。

支援にもいろいろあると思います。私の地区に西米良に行って鹿、猪等の解体の講習会に参加した人もいます。他の支援も充実させることで工房の再稼働につながり、また稼働することで地域の雇用創出、何人ぐらい雇用できるかは分かりませんが、農作物の被害軽減、または猟友会の皆様の先ほど言ったとおり励みにもなると思います。再稼働させるためには重々努力されてることは承知しております。あれだけの立派な施設がありますので、今後とも稼働できるように努力を続けていただくことをお願いしまして、次の質問に移りますが、議長よろしいでしょうか。

【議長 那須 富重】

2問目の質問を許可します。

【4番 児玉 鋼士】

次に、美郷町の空き缶散乱防止について伺います。

まず1番目に、道路上の路肩などに捨てられている空き缶、ペットボトル、ごみが交通量の多い道路付近の水田の用水路に多く散乱して清掃作業が大変であると聞くことがあります。町として何か対策があるか、伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

環境美化と言いますか、モラルが一番大切かなという気がします。

それに対してどうしてるかということでもあります。ゴミ収集業者等の年間契約の中で毎週水曜日に道路沿線を中心としてパトロールを兼ねて回収可能なものについては回収をお願いしているという状況でございます。

また、今年の1月号において、広報みさとに不法投棄に関する記事を掲載させていただいたところでもあります。

その中には、投棄者が不明の場合の投棄物の対応について、町民の皆様に広く周知を行ったところでもあります。その投棄物については、捨てられている土地所有者が処理することになっていると。非常に何かあまりにも理不尽な感じがしますが、そういうことになっているということでもあります。

土地所有者は投棄されにくい環境をつくってくださいねというお願いをしているところでもあります。 以上でございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

町長の答弁で、土地所有者は管理をしないといけないと、本当にどうしてこういうことが決めているのかなと思って、今お聞きしたところでございます。

用水路のごみの流入を防ぐことやごみを回収することが必要です。農業水の管理対策、増水時に河川に捨ててあるごみが取水口に流れ込むことを防ぐために、除じん機の取付けや散乱の多い箇所にごみ箱の設置、町の広報紙ではをしたということでございます。町のホームページ上でも注意の呼びかけはできないかを伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

問題はごみをごみを捨てるという行為ではなく、ごみが流れてくるという部分については対策をしなければなりません。誰がどうということではなく、やはり一番の問題は、何でごみを捨てたらいけないかという話でございます。

結局、これはたちごっこという話でもありませんが。分別収集で皆さん何曜日は何ということで、そこにごみを出しているというのが私の認識です。

何で道路にごみが出てくるのか、やはりモラルの問題かなと思っております。

ただ、自然災害等によってそういうことが起こり得るということでもあります。それが起きた時にどうするかと、やはり回収しなければいろいろな不具合が生じると。今までそんなに思っておりませんでした。そういうことが続くようであれば。今から先、田んぼに支障を及ぼしたり、詰まるということになれば、また別の対策を考える必要が出てくると。ごみ回収ということではなく、新たな対策を考えていく必要が出てくるのかなという気がしております。以上です。

【4 番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4 番、兒玉 鋼士 議員。

【4 番 兒玉 鋼士】

用水路から田んぼへの水の取入れ口に、空き缶やナイロンなどが流れてきて。私達が見回り等に行くと、水の取入れ口を塞いで田に水が入っていなかったり、大雨のとき、また台風時には水路にごみが集まりあふれています。それで土手などが壊れて災害につながる可能性も考えられます。取水口へのごみの流込み対策は必要と考えます。

一方、事業者側の意識の啓発と責任、自動販売機の回収容器の設置、担当の適正な管理処分など町の条例もあるようです。こちらにも注意啓発をして、さらなる注意

喚起をしていただきまして、力を入れてもらいたいと思います。

また、これから夏場に自販機の利用が大変多くなると思います。飲物がやはり必要ですので。夏場に見てますと、回収容器がいっぱいになり、空き缶などが入らないような場所もあります。これがポイ捨ての原因になると思われます。

車の運転中に、人家のないところに缶のポイ捨てが多い。このような場所において、違反や勧奨を徹底することは難しいと考えます。道路、用水路、側溝、河川等へのポイ捨ての啓発として、看板などによる注意喚起は必要だと考えます。対処することはできないか伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

看板を立てたら捨てなくなるかという話になると、そうもならないかなと。町民が捨ててるという気はしません。自分たちが住む場所に缶などを捨てる、まずそれはあり得ないと思います。

では誰がという話になると、非常に難しいです。日向東臼杵広域連合の中で、ごみ処理という部分があります。やはりこの広域連合がそういうことをしたらいけませんよとか、この圏域の方々に、町が載せてるようなことを「しっかりしてください」という注意というか、こうですよ載せたほうがいいという気がします。そういう方法で広域連合に働きかけていくのもいいのかなという気がします。

どう考えても、自分が住む所に缶など飲んだ物を捨てるとはどうも思えない、また思いたくもないということでもあります。そちらのほうかなという気がしているところでもあります。以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

できれば人家の無い所にそういう看板等を、そんなにお金はかからないと思いますので、考慮していただいて。そのことによって少しは人間の良心の呵責になるかもしれませんので。必要だなと思うようなところには、今後考えていただきたいと思います。広域的なことでもあります、よろしく願いいたします。

町長がおっしゃるとおり車の進行中にポイ捨てや不法投棄は。誰がしたのかも分からない。袋などが投げ捨ててあり、中に誰が捨てたか個人の確認ができるような場合、そういうことはする人はいないと思いますが。自分の名前が書かれたようなものを入れて捨てたとか。こういう場合は警察の対応になると考えます。該当者を特定することは本当に難しいと考えます。場所によっては、看板等で対処することが必要だと私は考えます。

国・県道においては、土木事務所等の対応などを考えております。町道においても、ぜひ対応をしていただきたいと、今後討していただきたいと思います。

過去において、不法投棄などによる罰則処分等の事例はあるのか、お尋ねをいたします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

これに対して、条例は罰則規定がないということです。投棄者に対して必要な措置を勧告することができると。結局、分かれば、そういうことだと思います。

イベントがあるときには、「ちゃんと分別収集してください」とごみステーションを置きます。そこに持ってくる人がほとんどです。中には植木の中に入れて人もいます。やはり悪いと思っていない、見えない部分としてそういうところに入れている。後で片づける方は、その中に手を突っ込んで引き出さないといけません。その感覚が少しあるのかなと思ったりします。結局そうしたからといって、してはいけません、こうしなさいということはあるが、罰則規定がないというのが現状だと思っております。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

本当に町長のおっしゃるとおりです。良心の呵責があるので、人家のあるところには投げない、ポイ捨てなどしない、人家の無いようなところや茂みがあるところにされるのだろーと思います。本当にモラルの問題だと考えるところでございます。

美郷町の空き缶散乱防止に関する条例においては、「何人とも町の区域内において、みだりに空き缶等を捨ててはならない。町長は違反したときに対して必要な程度において適切な処置をとることを勧告することができる」とあります。

また、道路交通法においても罰則等があるようです。今まで、そういう該当者はいないということでございます。

前に述べたように、誰が捨てたのか特定することは難しいことだと私も考えます。

しかし、河川に捨てられたナイロン、ペットボトルなどその他のごみが台風などの増水によって流されてきれいになったというか。その河川の中にはもうなくなって、下流へ流されていると。そしてまたそこに人がごみを捨てる。川とかを見ていると、そういうことの繰返しが行われているのが現状だと私は考えております。

自然環境や生活環境の悪化などでポイ捨ての悪影響があると考えられます。散乱防止に対してはさらなる注意喚起をお願いしまして、次に移ります。

町内で自主的にごみ拾い等をしている方々に対して、町長の見解を伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ボランティア的に自主的に回収されている方々または団体、非常にありがたいことだと思っております。普通であれば、捨てなければそういうことはしなくてもいいということで。やはり元に戻っていくのは捨てないことだと思っております。

学校教育の中で小さいときから「してはいけないこと」という教育をしっかりとしていく必要があるのかなと。子供さんが捨てているというわけではないのですが、そういう意識の醸成というか。

ボランティアの方々に対しては、本当にありがたいと思うところであります。そういう人たちが多く出てくるといいなと。缶拾いばかりではなく、環境美化というか、そういう方法で地域の自然を守っていくということ。そういった気持ちが醸成されていくことは非常に美しい郷土を残すということになります。本当にありがたいことだと感じております。以上です。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

西郷でも見かけましたけど、町内の方が休日に散歩しながら、回収するボランティア活動されている人を見かけることがあります。私が「大変でしょう」と声をかけると、即座に「いや、よい運動になりますよ」と返事が返ってきました。このような人たちにより、町長がおっしゃったとおり町内の環境美化が保たれていると思います。笑顔で袋いっぱいにごみを抱えて行動してる人には私も頭が下がりました。このような人達の行動こそ評価すべきだと考えますが、町長はいかがでしょう。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

評価をするというか、私は今さっき言ったようにもう頭が下がる思いであります。

見えない所で、そういうことをしてる人達がかなりいるということでもあります。

例えば、朝の通学のときに立って交通安全を、交通指導員ではなく普通の人たちがやってる所もあります。そういう人達が数多く増えてくることによって、本当に明るい美郷町になっていくだろうと思っております。これだからという話ではなく、

ボランティアの人たちに対してはありがたいと。

今後、その人たちを表彰するのかもしれないのかという話は毛頭、考えておりません。表彰されるがためにするという話ではないと思っております。その人たちの良心上に基づいて日々の活動をやっていると思いますので、感謝の念をいただきたいと思います。以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

本当に個人のモラル問題で、休日などを返上して捨てたごみを自主的にされている方を表彰する考えはないということでした。こういう人たちもやはり表彰の対象に入れてほしいという気はしております。本当にできることではないと思います。表に出ない方々の行動が評価されると、町内の人々による美化運動を行う場が広がり、美郷町の町名のごとく町がきれいになることを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、4番、児玉 鋼士 議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は3月10日、月曜日、午前10時に本会議を開きます。時間を間違えないようのないようにお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(散会：13時42分)

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 3)

令和 7 年 3 月 1 0 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第3日目）

令和7年3月10日（月曜日）

◎開会日時 令和7年3月10日 午前10時00分 開会
◎散会日時 令和7年3月10日 午前11時13分 散会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児君	2番	早川	節夫君
3番	中田	武満君	4番	兒玉	鋼士君
5番	山本	文男君	6番	中嶋	奈良雄君
7番	川村	嘉彦君	8番	甲斐	秀徳君
9番	川村	義幸君	10番	那須	富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊君	副町長	藤本	茂君
教育長	大坪	隆昭君	会計管理者	泉田	浩文君
総務課長	甲斐	武彦君	税務課長	川村	博昭君
企画情報課長	田村	靖君	町民生活課長	黒田	和幸君
健康福祉課長	海野	勝弥君	建設課長	佐藤	文幸君
農林振興課長	松下	文治君	政策推進室長	田常	浩二君
教育課長	鎌田	次郎君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮君
南郷地域課長	田中	幸生君	北郷地域課長	長田	孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会 議事日程（第 3）

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時開議

日程第1	議案 第9号	工事請負契約の変更について <u>質疑、討論、採決</u>
日程第2	議案 第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例
日程第3	議案 第11号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 <u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>
日程第4	議案 第18号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例の一部を改正する条例 <u>質疑、討論、採決</u>
日程第5	議案 第21号	令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号） <u>質疑、討論、採決</u>
日程第6	議案 第22号	令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 4 号）
日程第7	議案 第23号	令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第8	議案 第24号	令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）
日程第9	議案 第25号	令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正 予算（第 3 号）
日程第10	議案 第26号	令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第 4 号）
日程第11	議案 第27号	令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号） <u>一括質疑、一括討論、個別採決</u>
日程第12	議案 第4号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第13	議案 第5号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第14	議案 第6号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第15	議案 第7号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第16	議案 第8号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第17	議案 第12号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案 第13号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第19	議案 第14号	美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第20	議案 第15号	美郷町公の施設条例の一部を改正する条例
日程第21	議案 第16号	美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例
日程第22	議案 第17号	美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
日程第23	議案 第19号	美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
日程第24	議案 第20号	美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
日程第25	議案 第28号	令和7年度美郷町一般会計予算
日程第26	議案 第29号	令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第27	議案 第30号	令和7年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第28	議案 第31号	令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第29	議案 第32号	令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第30	議案 第33号	令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第31	議案 第34号	令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第32	議案 第35号	令和7年度美郷町農業集落排水事業会計予算

総 括 質 疑

予算等審査特別委員会設置

特 別 委 員 の 選 任

委 員 会 付 託

正 副 委 員 長 の 報 告

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会
議事日程（第 3 の追加 1）

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時開議

追加日程第1 議案 第36号 工事請負契約の締結について
提案理由説明、質疑、討論、採決

会 議 録

令和 7 年 3 月 1 0 日
午前 1 0 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

おはようございます。

本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぐことを許します。

日程第 1 議案第 9 号 工事請負契約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 1 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 3 議案第 1 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
お諮りします。

議案第 1 0 号から議案第 1 1 号までの 2 件を一括して質疑を行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号から議案第11号までの2件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、2件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号から議案第11号までの2件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

2点伺います。

説明資料の7ページのスカイロジックのブロワーと下の緊急支援原料材料費について伺います。

まず、ブロワーのことです。充電式で結構な値段がついています。管理する方が使うと思いますが、私も市木地蔵の清掃などでこの頃ブロワーを使うようになって、その能力には驚いているところです。作業する方も清掃時間が大幅に短縮されると思います。今、ブロワーもエンジン付きもあっていろいろあります。この充電式74,000円のブロワーにたどり着いた理由をお伺いします。

それと災害復旧の緊急支援原材料費のことです。この工事をすることによって、昨年に出された請願、鳥の巣の水田農業の用水対策を実施することで、今年の水稲作付ができるようになるということでしょうか。お伺いします。

【北郷地域課長 長田 孝規】

議長。

【議長 那須 富重】

北郷地域課長。

【北郷地域課長 長田 孝規】

今回の選定した機種につきましては、コンパクトなサイズで取り回しがよいというところです。ロッジのデッキ、また屋根雨どいの落ち葉の吹き払いにエンジンブロワーだとかなり重量があって大変というところもあり、この軽量タイプの充電式のブロワーに選定したところであります。以上です。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

先ほどの農地農業施設災害復旧事業の緊急支援原材料費についてです。これは、鳥の巣地区の用水路のための原材料支給であります。

現在、工事契約をしています。完成の用途がちょっと厳しいということで、地元の用水路組合との協議調整によって、現在、3本のポリパイプが仮設してあります。あと1本仮設をしないと、水の供給が少し厳しいということでもあります。30メートルを10本追加して、現地は4本のパイプになる予定です。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

ブロワーの件ですが、こうしたものを購入するときは、予算を上げるときは、管理者が希望する物と地域課でいろいろ機種をめぐってやり取りをしますか。そのこともお聞かせください。

鳥の巣の件です。この原材料費用を支援することで、水稻作付は全部クリアできるのでしょいか。

【北郷地域課長 長田 孝規】

議長。

【議長 那須 富重】

長田北郷地域課長。

【北郷地域課長 長田 孝規】

その他いろいろな作業関係もありますが、備品購入の際には指定管理者と協議を行った上、必要であるかという判断を行います。

今回の機種選定、備品購入に当たりましては作業効率、維持管理の向上が図られるということで、町として備品を整備する必要があると判断したところであります。以上です。

【建設課長 佐藤 文幸】

議長。

【議長 那須 富重】

佐藤建設課長。

【建設課長 佐藤 文幸】

地元の用水路組合との協議で、ハウスと早期水稻の作付、供給はできるという調整をしております。以上です。

【5番 山本 文男】

はい、分かりました。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

【4番 兒玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、兒玉 鋼士 議員。

【4番 兒玉 鋼士】

6ページの繰越明許費の一番上の社会福祉でございます。住民税非課税世帯に臨時給付金3,757万4,000円が繰越しになっております。これはどういうことでこうなったのか、説明をお願いいたします。

【町民生活課長 黒田 和幸】

議長。

【議長 那須 富重】

黒田町民生活課長。

【町民生活課長 黒田 和幸】

この繰越しにつきましては、12月の国の補正予算で予算がついたものでござい

ます。

うちの予算としましては、先に専決予算で2月に予算措置をした経緯がございます。それを3月までに執行はなかなか難しいという部分がございます、繰越しという手続を取らせていただいたところでございます。以上です。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

分かりました。この住民税非課税世帯に国から給付していただくということで、3月末までには執行できなかったという内容は分かりました。皆さん困っているの、なるべく早く支給してあげたらいいかなと思ったところでございます。

それともう一点、補正予算の中で関連です。

今年、委託料が補正予算の中で結構、減になっています。全部合わせますと7,427万8,000円ほど減になっております。ケーブルテレビや電算システムが多いような。ケーブルテレビは工事費でございます。電算システムが1番多くなっているようです。これは職員の皆様方が努力して委託料を減らしていただいたのか、それとも当初の見込みがちょっと多かったのか、分かる人がいれば。全般的にあまりにも委託料が多く減っているので、説明ができればよろしくお願いします。

【企画情報課長 田村 靖】

議長。

【議長 那須 富重】

田村企画情報課長。

【企画情報課長 田村 靖】

電算の委託料について、御説明申し上げます。

電算の改修委託料につきましては、毎年、発生します。予算編成の段階では、業者もまだ国の主要書がしっかりと出てない段階で見積りをします。幾分、多めに積算をする傾向がございます。執行する段階では、きちんと見積りを取って設計書を作り、場合によっては入札ということになります。その関係で比較的大きな額が執行残として残ってしまうということでございます。

【4番 児玉 鋼士】

議長。

【議長 那須 富重】

4番、児玉 鋼士 議員。

【4番 児玉 鋼士】

それでも、7千何百万円は多いなという気もしました。これがもし職員の努力で

委託料を減らしいるのならうれしいことだなと思ったところであります。また今、課長が説明されたとおり、そのくらいの余計な予算は組んでおかないと、なかなか足りなくなっただろうがないところもあるのかなと思いました。

しかし、少しちょっと全体的に見たときに大きいかなと思いました。合計7,400万円近くありますので、今後はなるべく修正していただくといいのかなと思いましたので、質問いたしました。以上、終わります。

【議長 那須 富重】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計
補正予算(第4号)

日程第 7 議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第 8 議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算(第2号)

日程第 9 議案第25号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算(第3号)

日程第10 議案第26号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計
補正予算(第4号)

日程第11 議案第27号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計
補正予算(第3号)

お諮りいたします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、6件は一括して質疑を行うことに決定しました。

これから6件は一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括してこれから討論を行います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、6件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから6件を一括して討論を行います

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 25 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 26 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 27 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおりする決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 13 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 14 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 15 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 16 議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 17 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 18 議案第 13 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 19 議案第 14 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 20 議案第 15 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例

日程第 21 議案第 16 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

日程第 22 議案第 17 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例

日程第 23 議案第 19 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

日程第 2 4	議案第 2 0 号	美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
日程第 2 5	議案第 2 8 号	令和 7 年度美郷町一般会計予算
日程第 2 6	議案第 2 9 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 2 7	議案第 3 0 号	令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 1 号	令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 2 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 3 号	令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
日程第 3 1	議案第 3 4 号	令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
日程第 3 2	議案第 3 5 号	令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 1 2 号から議案第 1 7 号、議案第 1 9 号、議案第 2 0 号、議案第 2 8 号から議案第 3 5 号までの 2 1 件を一括議題とし、町長に対する総括質疑としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、2 1 件は、町長に対する総括質疑とします。

これから町長に対する総括質疑を行います。

通告順に質疑を行います。

通告順に質疑を許します。

まず最初に、山本 文雄 議員の質疑を許します。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男 議員。

【5 番 山本 文男】

2 問をお伺いします。

まず 1 問目は、下水道管についてお伺いします。

全国で道路の陥没事故が相次いでおり、県内幾つかの自治体が点検を行っているようです。本町での下水道管の点検の予定についてお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

下水道管の点検等々についてという話でございます。国は埼玉県八潮市の事故を

受けまして、晴天時1日最大処理量30万m³以上の大規模な下水道処理場に接続する口径2,000mm、2m以上の下水道管路について緊急点検を実施するように要請がされました。

本町はそのような大規模な施設はなく、農業集落排水施設であり、最大口径200mm、20cmの施設であります。

本町の施設について、国の指示による点検の義務はありませんが、農林水産省の所管事業である農業集落排水施設についても、排水管路の腐食や破損等による陥没事案の報告・調査があり、本町においての陥没事案はない旨を報告したところであります。

本町におきましても、この事故により管路上の路面点検を実施しました。異常はないことを確認しており、最大口径200mmでありますので、管路が損傷したことによる大規模な事故等はないものと予想されるところであります。

さらに、マンホールポンプ槽、中継ポンプ箇所については毎月、点検を実施しております。

農業集落排水施設が6施設あります。管路総延長が47.5kmと延長距離が長いため、全てを点検するとなるとその点検内容次第によっては莫大な費用が必要となるため、内容を精査した上で計画的に取り組む必要があると考えているところではあります。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

今後とも注意を怠らないようにしていただきたいと思います。

続きまして、来年度からの町の診療体制についてお伺いします。

派遣医師が1名減ることによって、そのしわ寄せは北郷診療所に出ているようです。診療体制の内容を見ると、南郷診療所に比べてかなりの格差があるように思います。北郷の住民の方にも伺いましたが、皆さん、驚いておられるようです。

今現在、西郷病院に通院されていた高齢の方が、免許証を返納して、また北郷診療所に戻ってこられることも若干増えていると聞いております。

北郷診療所は金曜日が休診となるようです。その金曜日に診療はできないものか、お伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員皆さんと福祉保健部に行って医師の確保ということで再三、お願いしてきたところであります。

また、自分1人のときに時間があれば部長に会って「どうかお願いします」という要望等を行ってきましたが、5名から1名減になったということで本当に残念な話であります。

この人数で、現在の美郷町の医療提供体制を維持していくために検討した結果が、今回お示しした診療体制であります。

北郷診療所については、金曜日が休診となり御不便をおかけすることとなります。これまで金曜日に定期受診をされていた患者様には、月曜日から木曜日に受診日を振り替えていただくことで対応をさせていただきます。

また火曜日については、これまで南郷診療所に派遣いただいていた古賀総合病院の内科医師を北郷診療所に派遣いただくということで調整をさせていただきました。

金曜日の診療支援については、相手方との調整を行う中でのこのような配置となったことを御理解をいただきたいと思いますところであります。

なお、北郷診療所と南郷診療所は同じ診療所ではあるものの、その成り立ちや経緯には違いがございます。北郷診療所は1名による診療所として主に定期健診や慢性疾患の外来患者を診察する体制でございました。

一方で、南郷診療所は入院や救急機能を有した有床の診療所であったことから、現在でも複数の医師が診察をする環境を有しております。

それぞれの診療所の成り立ちも含め、それぞれの診療所が有する役割と機能に違いがあることから、診療体制や診療支援を受け入れる体制も違っていることを御理解いただきたいと思いますと考えております。

先月の区長会で、前区長に美郷町の医療提供体制という御説明をさせていただきました。そのとき、1人の区長さんから「何で5名から4名になったのか」という質問だけでありました。北郷診療所の診療日については、意見が出なかったという認識をしております。いずれにせよ今後とも皆さんと共に、この5人から4人になったことは非常に医療提供体制に影響を与えていることを鑑みても、積極的に要望活動をしていきたいと考えております。

5名が4名、4名が3名、3名が2名となったときに、本町の医療体制はどうなるのかということも想定しながらやっていく必要があると考えております。

定着医を5名抱えられるかという話になると、とてもではないけど難しいということであります。皆様方の知恵を借りながら要望活動を展開しながら、10年後の医療提供体制は盤石なものにしたいという気持ちを持って、1国保病院、2つの診療所体制をしっかりと構築していく、維持していくのが私たちの務めかなと思うところであります。以上であります。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

南郷と北郷の診療所の格差については、やはり疑問が残ります。南郷診療所の医師が終日勤務されていて、北郷は午前中だけと。

そして診療支援ですが、徐々に格差が出てきているように感じます。実際、診療支援も南郷が増えていると思います。来年度は古賀内科が入ってくるようですが、南郷診療所にこんなに診療支援が多いのか、理由をお聞かせください。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

診療支援の中身までは詳細には承知しておりません。北郷診療所に何があって何がないのか、また逆に南郷診療所に何があって何がないのかという中で格差という話だと思っております。

その流れの中で、そういう診療体制をつくったということでございます。その格差という部分が、非常に問題だということだと思っております。

その中身については、医療局長が分かれば、その格差というか、どういうものがあるのかと説明していただきたいと思います。

格差というと非常に言葉尻といいますか、非常に難しい部分があります。格差をなくすようにどうするかという話であります。先に言いましたように、今後の体制として、みんなで頑張るしかない。そういう先生を定着医として探し、また県に、その医療体制の充実について要望していく必要があると考えております。

格差というか、その部分をなくすような努力をしていく必要があると思っております。議員の皆様、そして町民の皆様の御理解をいただきたいと思いますところであり、その中身について分かれば、説明をさせていただきます。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

田原地域包括医療事務局長。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

現在の診療支援の内容について、少し御説明いたします。実際支援をいただいている医療機関につきましては、古賀総合病院、それから、宮崎市の慶明会記念病院、そして日向市の千代田病院、この3つの医療機関になります。

令和2年度の医療提供体制の変更の際に、それぞれ診療支援が始まったということです。南郷診療所の診療支援が増えたという実績は、実際としてはないということです。令和2年度から引き続き、同じ体制の支援をいただいている、変わりはないかと思っております。

こちらの3つの病院については、社会医療法人という資格を有した医療機関でございます。社会医療法人の要件の中に、僻地の診療所の支援を行うということが盛

り込まれております。その要件の中で、診療所の支援をいただくということでスタートした体制でございます。

今回は古賀総合病院の内科を北郷に振り替えていただくことで調整をさせていただいたようなことでございます。以上です。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5番、山本 文男 議員。

【5番 山本 文男】

令和2年度から診療支援の体制は変わっていないということでした。金曜日の皮膚科、古賀皮膚科と千代田皮膚科もそのときからあったのでしょうか。それをお伺いします。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

議長。

【議長 那須 富重】

地域包括医療事務局長。

【地域包括医療事務局長 田原 裕亮】

御指摘の診療科目については、年度ごとに若干の変更をさせていただいており、皮膚科については令和7年度、新たに科目として加わるという形にはなりません。

ですが、社会医療法人から診療所に支援をいただく日数が年間53日と、固定されて決まっております。その53日の中で診療科目を年度ごとに見直しておりますので、このような形になったということでございます。

【議長 那須 富重】

それでは2番目に、2番の早川 節夫 議員の質疑を許します。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

令和7年度施政方針の冒頭に、町長は、「美郷町は私たち町民にとっても、また地域を離れている方々にとっても、ここが故郷です。私は過疎の半世紀を頑張り抜いた地域が、やがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じている」と述べ

ておられます。

果たしてそうなのかなと思っております。現在、美郷町は人口減少の真ただ中です。この現象はなかなか歯止めがきくものではありません。こんな中で、町はいろいろな政策を講じ、対応しようと努めておられます。

例えば、空き家を利用した移住定住であり、承継事業もその1つかなと思っております。他にもたくさんの補助や助成を行いながら、頑張っておられます。

しかし、それだけでは新しい夜明けは来ないのかなと思っております。先ほど、見送りとなりました旧田代小学校を利用した栗加工場の事業は、今の美郷町には本当に必要なものではなかったのかなと覚えているところです。この事業は、令和元年から計画され、一度、廃案になり、それから3年、4年、担当課の方々は指摘事項を見直し改善し臨んだだけに、廃案は残念ではなかったのかなと覚えているところです。私も残念でなりません。

また、町長をはじめ担当職員の皆さんにお願いがございます。

これから先もこうした大きい事業を計画し、魅力のある職場をつくっていくことが美郷町には必要であると考えます。働ける場を少しでも多くつくり、地域を離れていく若者を減らし、一度、美郷を離れた方々がまた戻ってきたい、また人が多く集まる、町外から多くの人が集まるまちづくりをすることが今求められていると思います。

町長はどう思われておりますか。考えまたは思いを伺いたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

施政方針に、議員がおっしゃるように過疎の半世紀を頑張り抜いたと出しております。これは私の信じるところ、何かがないとやっていけないと。やはりそういう世の中が来てほしいという1つの願望の表れであります。何かにすがりたいという気持ちの中で、こういう表現を使わせていただきました。

議員がおっしゃるように、いろいろな形でよく諸葛孔明の「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」と。結局このことだと思えます。

今後いろいろな形で、やはり全ての町、美郷町をそういう町にしていくがためには、やはり一步一步を踏み出していくと。それも力強くやっていく必要があるかなと思っております。

今後いろいろな計画をしたときに、議員さん、そしてまた町民の皆様にしっかりと丁寧に説明をしながらやっていくとことだと思っております。そのことが起爆剤となり、若者のUターンや事業承継になって町の活性化につながるものだと思っております。

先だっの拠点施設づくり事業ですが、これもそういう意味の一つであります。

今後どうなるか私自身は未定です。先々において、いろいろな環境が変われば、町長含めて環境が変わっていけば、また新たな考え方の中で美郷町をという部分が出てくるかもしれません。その時その時の立場に応じて皆さんとともに頑張っているだけではないかなと思うところであります。

ただ、大切なのはしっかりと意見交換する中で、是々非々ですが、感覚として、手を引っ張る時代じゃなかろうかと思うところであります。以上でございます。

【議長 那須 富重】

答弁が終わりました。

【2番 早川 節夫】

議長。

【議長 那須 富重】

2番、早川 節夫 議員。

【2番 早川 節夫】

前回の件があったことによって、担当課職員の皆さんが足踏みをするのではないかと心配もございましたので、質問させていただきました。ぜひどんどん、いいものはいいと取り組んでいただきたいなと思っております。以上です。

【議長 那須 富重】

これで早川議員の質問を終わります。

次に、8番、甲斐 秀典 議員の質疑を許可します。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

2問ほど質問したいと思います。

まず最初に、町長の施政方針の農林業の振興についてであります。

現在の林業は、機械化も進み伐採・搬出も早く、また様々な問題も多くあると思います。伐採後の再造林であります。知事を筆頭に日本一を目指して伐採後の再造林を目指しております。実際はどのような現状なのか、林業従事者が今の段階では不足がないのかをお伺いしたいと思います。

その後、地ごしらえ作業班が1本1本手で植えていかなければなりません。人手を要します。まずその杉の苗の供給は間に合っているのかも伺います。

続きまして、親の代に植えた杉を子供が伐採するとなると、地権者の名義が変わっていないと伐採業者から聞きます。子供の世代の登記はスムーズに行われているのかをお伺いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員から再造林と苗、それと登記関係という3つの質問がありました。

最初の再造林ですが、ウッドショックを背景に全国的に令和2年から3年にかけて、国産材の需要が高まり皆伐箇所、面積とも大きく増加をしております。美郷町でも同様の状況が見られております。

伐採後の再造林は、ほとんどを耳川広域森林組合が行っております。ここ1、2年の間は、伐採面積がかなり増加しております。昨年から造林が間に合っていない状況のようでございます。これはウッドショックによる材価高騰により町外の素材生産業者が多く参入し、皆伐面積が増加したことが大きな要因と考えられます。

耳川広域森林組合としましては、造林・植栽年度の調整を行う対策を講じているとのことです。また、作業員確保の対策も積極的に行っております。ウッドショックも落ち着きを取り戻した令和5年あたりから、伐採届の件数、面積も下降気味であります。今年度は、皆伐面積と再造林面積は同等の数値になるのではないかと推測をしております。

杉苗につきましては、宮崎県内の生産者が増加したこと、また、省力低コスト造林の導入により、これまで1ha当たりの植栽本数2,500本が2,000本以下となったために苗木の供給には問題なく対応できております。

登記関係であります。農地及び山林につきましては、農地法及び森林法によりその土地の所有者となった場合、農地は農業委員会へ、山林は市町村長へ届けるよう規定されております。年間の受付件数は、多くありません。所有権移転登記は完了しているものの、同法の認識不足、また周知不足で未届けとなっていることも考えられます。農林振興課では、その実態を把握することはできておりません。

また、令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されましたが、どれほどの相続登記がなされているかは把握しておりません。相続登記には申請や準備に手間がかかり、また過去数世代に遡るとなると手続が大変複雑になります。義務化になったとはいえ、相続登記はスムーズに行われていない現状だと推測をしております。以上です。

【8番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8番、甲斐 秀徳 議員。

【8番 甲斐 秀徳】

林業は当町にとっても大変な仕事ですので、頑張っていただきたいと思っております。苗も2,500本が2,000本ぐらいになり、ある程度間に合っていると思います。

登記も今後、スムーズに行われるよう御指導をお願いしたい思っています。

杉の苗は従来の苗が多いのか、ポット苗が多いのか、比率的にはどうなのか。1点だけ伺います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

そこは課長に答弁させてもよろしいでしょうか。

【農林振興課長 松下 文治】

議長。

【議長 那須 富重】

松下農林振興課長。

【農林振興課長 松下 文治】

杉苗については、コンテナ苗と普通の苗があり、比率については把握はしておりません。

ただ、昨年１２月２６日に行われました令和６年度宮崎県林業用種苗需給連絡協議会の生産者の方から、「近年はコンテナ苗の割合が増えている。本県は昔から路地苗などを作ってきた経緯があり、コンテナ苗は増えているが伸び率は低迷」という意見をいただいているようでございます。

苗自体はコンテナ苗も今、どんどん生産されています。どうしても現場内での作業で重いということがあり、まだなかなか普及には至っていないということです。

ただ、苗の改良も進んでいますので、今後はコンテナ苗が主流になってくるのではないかなと考えているところでございます。以上でございます。

【８番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

８番、甲斐 秀徳 議員。

【８番 甲斐 秀徳】

町には、県林業センターもあります。そのことを踏まえてコミュニケーションをよくしていただいて、生産性を上げていただければ非常にありがたいと思っております。

続きまして、一般会計について質問したいと思います。

総務課財政担当をはじめ各課の担当者の皆さんの成果もあり、総括収入を見ても、昨年より４億４，７００万円ほど減額予算を組んでおります。地方交付税は１億１，４００万円ほど伸びております。

一方、国庫支出金、県支出金を合わせて６億８，２００万円の減額となっております。ほとんどは災害関係だろうとは思いますが、この理由について、説明をお願いしたいと思います。

続きまして、町内の固定資産税が昨年に比べると２，２００万円程度減額となっています。九電関係であろうと思いますが、その減額となった理由を教えてください。

それから総括支出では、災害復旧費が８億５，７００万円ほど大幅減となっております。

ります。今も災害の入札が行われておりますが、災害復旧工事が大部分が終了したと理解してよろしいか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

最初の一般会計の歳入額が4億4,780万円減額をしているがという話であります。

国庫支出金及び県支出金の減額の理由につきましては、災害復旧費の減額に伴うもので、災害復旧費国庫負担金が4億2,859万5,000円の減額、災害復旧費県補助金が4億694万円の減額となったことが主な要因であります。

当初予算には現時点で見込まれる金額を計上しております。今後の事業の進捗や国・県の予算措置などの状況も踏まえながら、また補正予算等において適切に対応していくつもりでございます。

固定資産が減っているという話であります。固定資産税2,255万8,000円の減額となった主な理由につきましては、電力会社2社の税額減少を見込んだことによるものです。

電力会社におきましては、1つが令和4年度に大規模ケーブル幹線、日向幹線があります。それを整備され、多くの償却資産を取得したことに伴いまして、令和5年度の固定資産税額は令和4年度対比で約1億5,000万円、約141%の大幅な増となりましたが、令和6年度の固定資産税額は令和5年度対比で約2,300万円の減となる見込みであります。

なお、令和5年度決算額における電力会社の固定資産税額は町税の58%、固定資産税にあっては約74%を占めているということでありまして。

これは大規模償却資産で、年々減っていくということでありまして。また令和8年度も償却され、固定資産税は減ると単純に考えてもいいのかなと思うところであります。

今度は、害復旧費が大幅に減になっており、終了したと理解していいかということについてであります。

先月末現在で令和3年災害、令和4年災害、231か所のうち198か所、令和5年災害93か所のうち50か所、令和6年災害107か所のうち4か所の災害復旧工事の完成のが見込まれております。

そのため令和7年度の当初予算で計上している過年発生分の災害事業費が令和6年度の当初予算と比較すると低くなっております。

また、令和6年度の予算ですが、災害復旧費を繰り越しております。

その繰越明許費が、26億8,000万円ぐらいです。そのうち災害が22億円ぐらいです。終わったということではなく、できない部分を明許繰越で繰越し、今度の分は今度の分という中でやっているということです。この災害復旧に関しては町民の皆さんに不便をかけかけないように、一日でも早い復興・復旧をやっていきたいと思っておりますので、御協力方をお願いしたいと思っております。以上です。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番、甲斐 秀徳 議員。

【 8 番 甲斐 秀徳 】

当初の地方交付税と特別交付税が、増額の可能性もあり得るということで、それは、1つの一般会計に組み込み使用していくんだろうと思います。それはある程度、あるというような話だったので、それでいいと思います。

それからもう1つ、今年の災害復旧費が減額になりました。他の農林業費それから土木費、商工費が増額になっており、昨年と比べれば非常にいいことではないかなと思っております。

また、教育費が若干、減ってるというところが気になるところであります。去年同様に災害がまだ終わってないところもありますので、しっかりやっていただきたいなと思っております。以上で、質問を終わります。

【議長 那須 富重】

これで、甲斐秀典議員の質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第8号、議案第12号から議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第28号から議案第35号までの21件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和7年度予算等審査特別委員会を設置し、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、これに付託の上、審議したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

議案第4号から議案第8号、議案第12号から議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第28号から議案第35号までの21件について、議長を除く9名の委員をもって構成する令和7年度予算等審査特別委員会を設置し、お手元に配付しております議案付託表のとおりこれに付託の上、審議することに決定しました。

1時間たちましたが、大丈夫ですか。

では取りあえず、10分間の休憩とします。

おそろい次第、再開といたします。

(休憩：午前11時03分から10分間)

(再開：午前 11 時 09 分)

【議長 那須 富重】

休憩以前に引き続き、会議を開きます。

特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、委員長及び副委員長の報告を行います。

令和 7 年度予算等審査特別委員会の正・副委員長については、申合せ事項及び議会運営委員会決定事項のとおり、委員長に副議長の川村 義幸議員、副委員長に総務厚生常任委員会委員長 山本 文男議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

なお、特別委員長及び副委員長の任期は、今定例会の会期中とします。

お諮りします。

ここでお手元に配付しておりますとおり、議案第 36 号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第 3 の追加 1 として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号の 1 件を追加議事日程第 3 の追加 1 として議題するとすることに決定しました。

追加日程を議題とします。

追加日程第 1 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第 36 号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和 6 年度 4 年災公共土木施設災害復旧事業第 123 号 (2 工区ー 2

号) 2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事であります。

去る3月4日、県内Aクラスの6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 三郎建設 代表取締役 黒木文也と1億1,000万円で工事請負契約を締結するものであります。

工事につきましては、崩壊したと路側部の安定を図るため、軽量盛土工、舗装工を施工し復旧することとしております。

以上、今回、発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月18日までは委員会審査となります。

明日3月11日は午前9時半からの会議となりますので、時間をお間違えないようをお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時13分)

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 4)

令和 7 年 3 月 1 9 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和7年3月19日（水曜日）

◎開会日時 令和7年3月19日 午後 3時00分 開会
◎閉会日時 令和7年3月19日 午後 3時33分 閉会

◎出席議員（10名）

1番	若杉	伸児君	2番	早川	節夫君
3番	中田	武満君	4番	兒玉	鋼士君
5番	山本	文男君	6番	中嶋	奈良雄君
7番	川村	嘉彦君	8番	甲斐	秀徳君
9番	川村	義幸君	10番	那須	富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中	秀俊君	副町長	藤本	茂君
教育長	大坪	隆昭君	会計管理者	泉田	浩文君
総務課長	甲斐	武彦君	税務課長	川村	博昭君
企画情報課長	田村	靖君	町民生活課長	黒田	和幸君
健康福祉課長	海野	勝弥君	建設課長	佐藤	文幸君
農林振興課長	松下	文治君	政策推進室長	田常	浩二君
教育課長	鎌田	次郎君	地域包括医療局事務長	田原	裕亮君
南郷地域課長	田中	幸生君	北郷地域課長	長田	孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会 議事日程（第 4）

令和 7 年 3 月 1 9 日
午後 3 時開議

日程第 1 委員会審査報告

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 議案 第4号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第5号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第6号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第7号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第8号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第12号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第13号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第14号 | 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第15号 | 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第16号 | 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第17号 | 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第19号 | 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第20号 | 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例 |
| 議案 第28号 | 令和 7 年度美郷町一般会計予算 |
| 議案 第29号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案 第30号 | 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案 第31号 | 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議案 第32号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 議案 第33号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算 |
| 議案 第34号 | 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算 |
| 議案 第35号 | 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算 |

一括討論、個別採決

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の委員会活動の申し出について

会 議 録

令和 7 年 3 月 1 9 日
午後 3 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

本日は定例会最終日であります。本日もよろしくお願いいたします。

米の価格が去年の 2 倍、野菜も 2 倍と、なかなか鎮静化を見せない状況です。農業取り巻く環境が大きく変わってきているように感じます。

特に、米につきましては連日のように江藤農林水産大臣への質疑、答弁の様子が報じられております。今朝の国会答弁では、「生産者、消費者ともに納得いただける価格に落ち着くことを望んでいる」と、大変難しい舵取りをされているように感じました。

今、米作りの準備が始まっております。まずは生産者の皆さんにはしっかりと秋の収穫に向けて米作りに臨んでいただきたいと願うところであります。

本町では、令和 4 年、令和 5 年、令和 6 年の台風大雨による災害の復旧がまだ十分ではありませんが、昨日はの現地調査では災害現場も視察してまいりました。大変深刻な状況であると実感したところであります。

政府は「インバウンドがコロナ禍前の 3, 0 0 0 万人に戻りつつある中、今後 6, 0 0 0 万人の目標を立てている」との報道がありました。

当地域においても、現在の観光資源をはじめ潜在的な観光資源の掘り起こしを含めいろいろな所がその恩恵に預かれるように、私たち自身自ら努力していかなければと考えているところであります。

執行部の皆さんにもよろしくお願いをするところであります。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぎことを許します。

写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

日程第 1 委員会審査報告を行います。

議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 1 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 4 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 1 5 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例

議案第 1 6 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
 議案第 19 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
 議案第 20 号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
 議案第 28 号 令和 7 年度美郷町一般会計予算
 議案第 29 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 30 号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
 議案第 31 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 32 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 議案第 33 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第 34 号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
 議案第 35 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 12 号から議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 28 号から議案第 35 号までの 21 件を一括議題とし、本案に対する令和 7 年度予算等審査特別委員長の審査報告を求めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、21 件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

令和 7 年度予算等審査特別委員長 川村 義幸 議員。

【予算等審査特別委員長 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

予算等審査特別委員長、川村 義幸 議員。

【予算等審査特別委員長 川村 義幸】

それでは、令和 7 年度予算等審査特別委員会について、お手元に配付の委員会審査報告書により報告いたします。

令和 7 年 3 月 10 日、本委員会に付託された下記の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1. 付託議案

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 12 号から議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 28 号から議案第 35 号の 21 件で、委員会審査報告書のとおりです。

2. 審査の経過

令和 7 年 3 月 10 日、11 日、12 日、13 日、14 日、17 日、18 日の 7 日間、委員会を開催して、副町長、教育長、各課等の長、担当者の出席を求め説明を受けた後、審議を行い、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

審査の結果、本委員会に付託された上記議案 21 件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

4. 付記事項

- ① 燃やせるごみの減量対策のためしっかりとしたごみの分別の指導を行うとともに、加えて、ごみ全体の減量対策を実施して、町の財政負担軽減を図ること。
- ② 救急救命業務は、救急救命士や救急車の運転手、通報を受ける者に、確実な現場到着ができるよう必要な研修を行うこと。
また、救急を要請する町民に対しても、119 番の通報に必要な内容の周知を行うこと。
- ③ 地元消防団が減少しているので、町は、防火水槽や格納庫を含む消火栓の点検が確実に行えるよう、地元消防団と自主防災組織で連携した点検の実施について、指導推進を行うこと。
- ④ 今の医療体制を維持するために、今後とも派遣医師や定着医師の確保に努めること。

(口頭による意見)

- ① 町で管理している防犯灯の設置箇所の調査を行い、機能していない防犯灯は廃止して、町の財政負担軽減を図ること。
- ② 職員の御努力により災害復旧も進んでいる事に感謝する。
今後も災害復旧の早期完成に努めること。
- ③ 第3期総合戦略は、効果を十分検討して事業を構築すること。
- ④ 地籍調査事業も西郷峰千本地区は、令和7年度に登記完了予定との説明があった。これで町内全て登記が完了することに対して、職員の取組に感謝する。
今後は、他地区との公平性を図るためにも、早期に実測課税へ移行すること。

以上で、令和7年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります

【議長 那須 富重】

委員長報告が終わりました。

お諮りします。

21 件を一括して質疑を省略し、一括して討論を行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、21 件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、21 件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

【5 番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

議案第 3 2 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

令和 7 年度からの町の診療体制が示されました。

派遣医師が 1 名減となり、北郷診療所を金曜日休診とするようです。南郷と比べ、北郷は西郷病院との距離も近いこともあって、令和 2 年度から始まった新しい医療体制については、北郷の住民も何とか我慢できる範囲だったと思います。

今回示された内容を見ると、北郷診療所に比べ、南郷診療所の医療体制が充実していて、診療体制に大きな格差があると思います。

入院機能、救急体制の確保等を踏まえての大変難しい医師の配置だということは理解しておりますが、南郷診療所に午前・午後と内科の医師を配置しながら内科の医師を診療支援で追加するのは、どう考えても手厚過ぎると思います。

また、皮膚科においても、北郷診療所で診療支援を行ったほうが距離的にも近い西郷の患者さんにとっても便利がいいのではないかと考えます。

「北郷診療所が休診となる金曜日に、なぜ診療支援ができないのか」予算委員会で説明を求めましたが、納得できる回答はいただけませんでした。

私は、示された資料を持って北郷内を歩きました。内容を知った多くの住民が不満を感じておられます。医療サービスに大きな格差があることを指摘しまして、議案第 3 2 号に対する私の反対討論といたします。

【議長 那須 富重】

ただいま、議案第 3 2 号につきましての反対討論が述べられました。

これに対する賛成討論はございませんか。

【8 番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番 甲斐 秀徳 議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

賛成の立場から討論を行いたいと思います。

新年度において医師が 1 名減ということで、医師を全部含めると 5 名体制ということになります。1 名減であるために、医師に対しては多くの無理もあると思われる、今後、透析も毎日 2 クールで行われる予定ということを知っています。この 1 名減がどのようにこの透析に対しても無理が行くかということも心配されます。医師たちのオーバーワークがないように頑張ってもらいたいということで、私の賛成討論に変えたいと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

甲斐議員、これは議案第32号ですかね。

【8番 甲斐 秀徳】

そうです。

【議長 那須 富重】

では、議案第32号に対する賛成討論ということですね。
ただいま議案第32号に対する賛成討論が行われました。
反対討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

ほかに討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、傍聴の方がお見えでございます。厚くお礼を申し上げるところでございます。

続きまして、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 13 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決

を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 美郷町教職員住宅条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 美郷町営賃貸住宅賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 20 号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 28 号 令和 7 年度美郷町一般会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 29 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 30 号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 31 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

したがいまして、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号 令和7年度美郷町農業集落排水事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和7年6月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

日程第3 閉会中の委員会活動の申出についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査研究の申出がありました。

申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査研究については、申出のとおり決定しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それではお許しをいただきまして、3月議会定例会のお礼を申し上げます。

この定例会で報告1件、諮問2件、議案32件、追加議案1件の議案を提案させていただきました。3月5日から本日までの15日間の日程で慎重に審議いただき、全議案可決をいただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。付記事項及び口頭意見がありますので、その執行には議会の皆様には丁寧に説明し町民の皆様には理解を求めてまいります。

特に、この3月定例会は各会計、令和7年度当初予算を提案していますので、私にとりましては非常に責任の重い定例会であります。

予算編成において、町民の福祉の向上を念頭に編成した予算であります。改めまして可決をいただき感謝を申し上げます。

一般質問では4名の議員の皆様から質問をいただきました。一般質問の答弁のと

おり、しっかりと対処してまいります。議員各位の御理解とまた御協力をお願いいたします。

また、2期目の最終年度でもあります。仁徳天皇は「民のかまどは賑わいにけり」と言っておりますが、町民が福祉を、そして幸せを感じるよう、新たな気持ちで町政に取り組んでまいります。

総括質疑において、施政方針で、「美郷町は私たち町民にとりましても、また地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとです。私は、過疎の半世紀を頑張り抜いた地域がやがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来する」と書いていますが、それに対しての質疑は、「新しい夜明けをただ待つだけではなく、新しいものをつくっていくことが美郷町の夜明けになる。地域を離れていく若者を減らし、また戻ってきたいまちにするためにも、魅力ある職場をつくっていくことが必要である」との御意見をいただいております。

そのとおりだと思っております。「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」の言葉どおり、失敗を恐れず勇気をもって一歩を踏み出すことは大切ではなかろうかと、そう思うところであります。

東日本大震災から14年が過ぎました。いつどこでどんな災害が起こるか発生するか予測はできませんが、南海トラフ地震は必ず起こると言われております。一般質問でも自主防災組織の充実・強化の質問をいただきましたが、常在危機意識を持って、町民への周知徹底を図る必要があると認識をしております。

本年度をもって退職される松下農林振興課長には、長きにわたって職員として、また課長として農林振興に御努力いただき、私の能力不足を補っていただきましたことに感謝を申し上げます。

結びになりますが、明日が二十四節気の春分です。春は名のための風の寒さやであります。お体には御自愛いただき、各議員各位のさらなる御活躍と御健勝を御祈念申し上げます。3月議会のをお礼の言葉といたします。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年度第1回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(閉会 15時33分)